

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日時	令和4年 6月22日 (水)	開議	午後 1時00分
		散会	午後 5時07分
場所	第2委員会室		
議題	付託案件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・松岩・山田各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

説明員が退室されますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「旧ごみ焼却場の解体について」

○(生活環境)次長

それでは、旧ごみ焼却場の解体について御報告をさせていただきます。

資料がございますので、資料を御覧ください。

まず「1 経過」についてですが、天神2丁目にあります、旧ごみ焼却場は平成13年度をもって廃止をしておりますが、今後、新幹線の駅前の駐車場用地として整備される予定のため解体に向けて準備を進めておりましたが、令和2年度に実施いたしました土壌調査において基準値を上回る鉛が検出されました。そのため北海道の所管部局の指導によりまして、令和3年4月に土地利用の履歴の調査をいたします地歴調査と土壌中のダイオキシン類の汚染状況調査をするダイオキシン類調査を実施いたしました。このうち、ダイオキシン類につきましては、環境基準以下ということでございましたので、今後駐車場として整備する際、舗装による封じ込めを行うこととなりますが、対策上この舗装による封じ込めで問題がないということを確認をしております。

一方、鉛につきましては、昨年の10月に土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施しておりますが、土壌汚染対策法は汚染土壌が健康上の問題を生じさせるおそれがないよう健康リスクを管理するための法律になりますが、法律の中では土壌の汚染状況の把握と、人への健康被害防止の措置。これらが規定されております。そして、このたび実施をいたしました土壌汚染状況調査の結果では、土壌溶出量、それから土壌含有量という二つの基準がありますが、ともに基準不適合という結果でございました。

なお、基準の内容と基準値につきましては、資料中ほどの四角で囲んだ部分に記載をしたとおりでございます。

また、基準を超える鉛がどこに存在するのかわを示したものが資料の下段の図になりますが、図の上側の勝納川になりますけれども、敷地内を10メートルメッシュに区切った区画のうち、赤色の部分が土壌溶出量と土壌含有量の基準不適合であった場所。それから緑色の部分が土壌含有量の基準不適合であった場所というふうになります。

次に、2ページ目の「2 今後の予定」についてですが、調査により検出された鉛が基準不適合だったことから、土壌汚染対策法に基づき汚染の摂取経路があり、健康被害のおそれがあるという区域であります要措置区域。または汚染の摂取経路がなく、健康被害のおそれがない区域である形質変更時要届出区域、このいずれかの指定を受ける必要がありますので、この指定を受けるための申請をしたところですが、指定された場合には北海道のホームページにおいて公表されることとなっております。

次に、記載をいたしました実施計画業務につきましては、今定例会に補正予算として上程をさせていただいた事業ですので、可決をいただいた後の業務になりますが、事業地全体の地下水水位等の把握を行うための地質調査と、さき

に説明をいたしました土壌汚染状況調査、それから今回行う予定の地質調査の結果を基に、解体工事の実施計画と発注仕様書の作成をする予定でございます。

そして令和5年度から6年度の2か年で、解体をする予定ですが区域の指定と地質調査の結果を踏まえた上で施工方法が決まりますので、現段階では工事内容が確定はしておりませんが、解体のために掘削をした汚染土壤につきましては、法に基づき適切に処置をしながら解体工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては今月7日に地元の天神町会にも説明をしたところでございます。

○委員長

「地域女性つながりサポート事業の実績報告について」

○（生活環境）男女共同参画課長

令和3年度に実施した、地域女性つながりサポート事業の実績について報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに「1 事業概要」につきましては、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、様々な困難や課題を抱えて潜在化する女性に対し、NPO法人等の知見や能力を活かして必要な支援を届けることを目的として事業を実施いたしました。

次に、「2 事業実施期間」については、令和3年10月21日から令和4年2月28日までです。

「3 委託先」につきましては、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会に事業を委託いたしました。

次に、「4 業務ごとの実績」についてですが、委託した事業は大きく三つであり、最初の女性相談担当者養成研修会開催業務では、女性への支援業務に携わる職員等を対象に相談知識を身につけるための研修会を開催いたしました。コロナ禍でのコミュニケーションというテーマで北海道家庭生活総合カウンセリングセンターから講師をお招きして御講義をいただき民生・児童委員、学校関係者、市の相談担当者などオンラインでの参加8名を含め、36名が受講いたしました。

次に、相談窓口開設業務では、当課にある女性相談室で対応ができない土曜日に臨時相談窓口を開設いたしました。開設日時は令和3年11月13日から令和4年2月26日の各土曜日で、午前10時から午後3時までとし、場所は小樽経済センタービル1階の小樽市中部地域包括支援センターで、期間中15日開設いたしましたが相談件数はゼロ件でした。

次に、相談支援つながり業務では、市の相談窓口を記載したカードを同封した生理用品を配布することにより、悩みを抱えて潜在化している女性を相談へと導き、問題の早期解決を図ることを目的として実施いたしました。

配布場所は市の相談窓口と地域性を考慮して銭函、塩谷の各サービスセンターとし、配布期間は令和3年11月18日から令和4年2月28日といたしました。チラシや広報おたる、ホームページ等で周知した結果、配布場所にいらした方とお話を伺ったケースは5件あり、相談はないが受け取りに来た方や相談内容から必要と判断して配布した方と合わせて81セットを配布いたしました。また、児童・生徒用として小・中学校、高校にも配布をいたしております。

最後に、「5 事業の効果及び課題」については、事業周知チラシの配架や掲示などにより、今まで周知されていなかった機関とその利用者に市の相談窓口を周知することができたと思っております。また、相談窓口を設置する関係部署との連携により、複雑化する相談に対する支援の強化につながったことから、今後もさらなる連携強化と相談窓口の周知を継続するとともに、相談者が相談しやすい環境の整備をしていきたいと思っております。

○委員長

「新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について」

○（福祉保険）保険年金課長

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について御報告します。

資料を御覧ください。

本市では、昨年度及び一昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった世帯に対する減免制度を令和4年度も実施いたします。

まず、減免の対象となる方についてですが、資料の上の①ですが、主たる生計維持者が当該感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合は保険料が全額免除となります。

それから、②ですが、当該感染症の影響により、主たる生計維持者の本年の事業収入、給与収入等のいずれかの収入について令和3年と比較して3割以上の減少が見込まれるほか、何点かの要件に該当する場合減免の対象となり、保険料の一部または全部が減額となります。

減免の基準等は昨年度と変わっておらず、実際に減免となる額の計算方法につきましては、その下に記載のとおりとなります。

なお、資料にはございませんけれども、昨年度は当初、市町村調整対象需要額に占める減免額の割合に応じて、国の財政措置が10割、6割、4割と変動する仕組みが示されておりました。最終的には国から全額の財政措置があったところです。

令和4年度につきましても、現時点では昨年度の当初同様、減免額の割合に応じて国の財政措置が10割、6割、4割と変動する仕組みが示されておりました、小樽市への財政措置が4割となることが予想されております。そのため小樽市としては昨年度と同様、全額の財政措置をしていただくよう、北海道市長会を通じて国に要望しているところであり、今後も国の動向を注視したいと考えております。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について、令和4年第1回定例会以降の経過について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本市における陽性者、行政検査数等の状況についてですが、まず、これまでの累計患者数は、令和4年6月21日公表分までで延べ7,750名であります。21日時点での入院者数は3名、宿泊療養が2名、自宅・施設療養が51名、死亡された方が73名となっております。

月ごとのグラフですが、今年の1月中旬以降急激に感染者が増加し、2月には1,585人まで増加しております。3月から5月までは毎月1,000人を超える状況にありました。5月下旬からは減少傾向にあり、6月は21日公表分まで、281人となっております。

次に、今年の3月以降、保健所が調査対象とした集団感染の状況ですが、5月までに介護事業所や医療機関などで11件発生していましたが、6月8日の52例目の高齢者施設の収束によりまして、全ての集団感染が収束しています。

最後に、この間の保健所の対応についてですが、医療機関や高齢者施設などの感染対策を重点的に進めていくために、幾つかの業務を外部に委託しております。

一つ目は、同居の濃厚接触者の検査の委託です。陽性者の同居家族で濃厚接触となり、無症状の方の検査については、これまで保健所で行っていましたが、4月22日からは委託を受けた医療機関で行うことといたしました。保健所では高齢者施設などで陽性者が発生した場合の検査に集中して実施していくこととします。

二つ目は、陽性者で自宅療養となった方の健康観察の委託で、小樽市健康観察フォローアップセンターを4月25日に開設いたしました。健康観察の実施方法は健康観察のツールでありますMy HER-SYSへの入力や、My HER-SYSによる自動架電のほか、電話による聞き取りの方法を取りまして、これまで保健所が行ってき

た方法と変更はありません。

三つ目は、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談対応の委託で、小樽市新型コロナウイルス一般相談窓口を6月14日に開設いたしました。症状の有無にかかわらず不安や心配がある場合や、濃厚接触者や療養期間の考え方、また長引く症状や後遺症についてなどの相談に応じてまいります。

○委員長

「トリカブト（推定）の誤食による食中毒事件の発生について」

○（保健所）生活衛生課長

トリカブトの誤食による食中毒の発生について御報告いたします。

令和4年4月に、市内在住者が知人から譲り受けた山菜である、シャクの一部に有毒植物であるトリカブトが混入しており、それを食べたことが原因と思われる食中毒が発生いたしました。

保健所で調査を行ったところ、4月20日に知人からもらった山菜を4月21日の午前に自宅で調理を行い、1人で食べたところ、嘔気、体動困難等、体調に異変を感じたため市内医療機関を受診し、その日のうちに入院していたことが判明いたしました。また、市外在住者のほかの家族1名もこの自宅に立ち寄った際に同じ山菜の調理品を食べ、同様の症状を呈し、別の医療機関に入院していたことも分かりました。

原因を追究するため、山菜を採取した場所を採取者と一緒に確認しましたところ、シャクに混じってトリカブトが生えていることを確認しました。

また、調査時に患者2名が食べた調理品につきましては、既にコンポストに廃棄されていましたが、コンポストから廃棄されていた残品を回収しまして、北海道立衛生研究所で検査を行ったところ、トリカブトの有効成分であるアコニチン類が検出されました。

以上、山菜を採取した場所にトリカブトが生えていたこと。医師からトリカブトの誤食による食中毒として届出があったこと。コンポストに廃棄されていた残品からアコニチン類が検出されたことから、譲り受けた山菜の一部にトリカブトが混入していたことが推定され、アコニチン類を病因物質とする患者2名の食中毒と断定しました。

保健所では、再発を防止するため報道発表とホームページへの掲載により、市民への注意喚起を行いました。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

新型コロナウイルスワクチン接種について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、3回目接種率につきましては、6月20日現在、全体の接種率は全国・北海道よりも高く65.5%となっておりますが、年代別接種率では20歳代以外のどの年代も全国・北海道より低く、特に59歳以下の接種率向上が課題と考えております。

次に、集団接種の実施につきましては、特に若い世代や働いている方々にワクチンを接種してもらいやすい機会を設けるために6月24日から8月27日の、8月12日と13日を除く金、土の18日間、ウイングベイ小樽を会場に実施いたします。医療従事者は会場運営を委託する事業者へ委託の上、確保いたしました。

次に、国から本市へのワクチン供給予定につきましては、ファイザー社ワクチンは7月末までに3万2,802回分、武田・モデルナ社ワクチンは7月末までに1万4,355回分の合わせて4万7,157回分を確保しております。そのほか追加配分として、武田・モデルナ社ワクチン3万5,850回分も予定されておりますので、追加配分を合わせますと8万3,007回分となり、4回目接種対象者は5万5,000人の見込みですので、ワクチンは十分な量を確保しております。

最後になりますが、ワクチン接種証明書の発行実績は、6月20日現在425名となっております。

なお、ワクチン接種証明書につきましては、6月3日付の厚生労働省及びデジタル庁からの事務連絡によります

と、7月頃にコンビニ交付が開始される予定となっておりますが、詳細につきましては示されておりません。今年度につきましては予算措置は不要とされております。詳細が分かり次第、ホームページなどによりまして周知を開始したいと考えております。

○委員長

「小樽市立病院経営強化プランの策定について」

○（病院）主幹

小樽市立病院経営強化プランの策定について報告いたします。

お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

これまで、小樽市では国が示した公立病院の経営改善に係るガイドラインに基づき平成21年に小樽市立病院改革プラン、平成29年に新小樽市立病院改革プランを策定し実行してまいりました。

このたび、令和4年3月、国は新たに持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを公表し、その中で病院事業を設置する地方公共団体は、公立病院経営強化プランを策定し、経営強化に総合的に取り組むものとする示されていることから、小樽市立病院経営強化プランの策定に着手いたしました。

プランの概要につきまして、新たなガイドラインでは経営強化プランの策定期間は令和4年度または5年度中、期間は令和9年度までと示されており、記載する事項は6項目あり、公立病院の果たすべき役割・機能の最適化と連携の強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等となっております。

次に、策定体制ですが、小樽市立病院では、プラン策定に当たり令和4年4月に院内の組織として院長ほか各部門長で構成する経営強化プラン策定委員会を設置し、作業を開始いたしました。また経営強化プランは地域医療構想と整合的であることが求められておりますので、北海道が開催する後志圏域地域医療構想調整会議でプランの検討状況の共有などを行い、進めてまいります。

なお、令和4年度にプランを策定する場合のスケジュール案としまして、12月に原案を作成後、第4回定例会において原案を報告し、議論をいただいた後、パブリックコメントを実施し、3月に第1回定例会において最終案を報告し、3月末までにプランを策定する予定であります。

○委員長

「敷地内薬局設置に係る進捗状況について」

○（病院）事務課長

敷地内薬局設置に係る進捗状況について報告いたします。

令和4年第1回定例会以降の進捗状況についてであります。1次審査の評価点数の上位2者による2次審査を令和4年3月12日に実施いたしました。1次審査で上位2者となったのは株式会社アインファーマシーズと株式会社なの花北海道の2者であります。審査結果については、株式会社アインファーマシーズの評価点数が1,175点。株式会社なの花北海道の評価点数が1,170点となり、評価点数が上位であった株式会社アインファーマシーズを優先交渉権者に選定いたしました。現在、当該事業者と協議を進めており、今月中の契約締結を予定しております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第5号について」

「議案第6号について」

○（こども未来）こども福祉課長

議案第5号小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

改正内容の1点目につきましては、小樽市が実施している重度心身障害者医療給付事業において、65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で後期高齢者医療の自己負担割合が3割の方に対しては、本人負担割合が1割となるように医療費の助成を行っております。

具体的には、資料中段の令和4年9月までの負担割合イメージでございます、現役並み所得の被保険者の図のとおり、自己負担3割のうち、1割が本人負担、2割が医療費助成となっております。

このたび、令和4年10月1日から後期高齢者医療の自己負担割合に2割の区分が新設されることに伴いまして、その該当者についても自己負担割合が1割となるように医療費の助成対象とするため、関係規定の改正を行うものであります。

こちらにも具体的には、資料下段の令和4年10月から追加となる負担割合イメージの図のとおり、課税世帯で現役並み所得以外の被保険者のうち、一定以上の所得がある方の自己負担割合が1割から2割となることに伴いまして、その該当者についても本人負担が1割となるように医療費の助成対象とするものであります。

また、改正内容の2点目につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正によりまして、条例で引用している市町村民税世帯非課税者の定義の引用条項が変更されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

条例の施行期日は、令和4年10月1日とし、受給者証の交付その他の準備行為につきましては、公布の日から施行としております。

続きまして、議案第6号小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

こちらにつきましては、議案第5号の2点目の改正内容と同様に、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、条例で引用している市町村民税世帯非課税者の定義の引用条項が変更されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

条例の施行期日は令和4年10月1日となります。

○委員長

説明員が退室されますので少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について

最初に報告を聞いて、新型コロナウイルス感染症感染状況についてお聞かせいただきたいと思います。

最近、感染者が落ち着いてきて、今日は12人ですけれども、1桁台になっていると感じています。

そういう点で、こういうような落ち着いてきた状況をどういうふうに見ているのかをお聞かせください。

○（保健所）次長

市内の感染状況でございますけれども、今、委員から御指摘のありましたとおり、5月の下旬以降確かに感染者数の確認数が減ってきております。ただ6月に入りまして1桁から2桁が続いているという状況で、21日までで6月は281人になっておりますけれども、やはり月に100人を超える状況というのは、1月から5月までに比べると少ない状況では確かにありますけれども、感染者数がこれだけ確認されているという状況については、決して少な

いというふうには言えないのかというふうには感じております。

○山田委員

そこで、最近ちまたで見るのは、やはりいろいろなところに出かけたり、集団で飲食を伴ってというような状況も見られるわけです。そこでこの点、今言われたように感染状況は決して安心できる状況ではないということであれば、何かコメントなり保健所としての措置はお考えでしょうか。

○（保健所）次長

感染拡大の防止のためにということをございますけれども、やはりこれまでと同様に市民の皆さんにおかれましては、基本的な感染対策の継続をしていただきたいというふうに考えております。3密を避けるですとか、人との距離を確保していただく。それと一部マスクの着用の仕方といいますか国から示されている状況もありますけれども、基本的にはマスクを着用していただく。それと手指の消毒、換気。こういった基本的な感染対策を取っていただくことが重要ではないかというふうに考えておりますので、せっかく少なくなってきた状況もありますので、これを続けていくためにもこうした対策を取っていただきたいというふうに考えております。

○山田委員

本当に楽観しないように再び感染が拡大しないように気をつけたいと思います。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてお聞きします。

国からは6月7日現在では、国民の約6割が3回目のワクチン接種を終了し、また9割近くの高齢者がワクチンを接種したと思います。

そこで、お聞きしたいのですが本市の状況で、例えば児童・生徒、なるべくならそういう統計があればいいのですけれども、5歳以上、10歳以上、15歳以上の接種の状況をお聞かせいただけますか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市におけますワクチン接種の状況でございます。

6月20日のワクチン接種記録システムによりますと、1回目を受けた5歳から9歳の方につきましては499回、10歳から14歳につきましては1,763回、15歳から19歳までにつきましては3,377回となっております。

2回目接種につきましては、5歳から9歳につきましては395回、10歳から14歳につきましては1,709回、15歳から19歳につきましては3,357回となっております。

3回目接種につきましては、12歳から14歳が317回、15歳から19歳が1,203回となっております。

○山田委員

今、あらあらお聞きしました。アメリカでは乳幼児もされているということも聞いたのですが、本当に早くこういう方々が全て3回終わらせるような形でぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

ございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について

まず感染症の状況ですけれども、先ほどの質疑にも出ましたけれども、似たような質問になりますが確認をした
いと思います。

先ほどもお話あったように数値的には落ちてきているのだけれども、保健所の見解としては早々安心できるもの
ではないというような認識であったと思います。

私が聞きたいのは、こういうふうに着いてきている要因について、保健所としてどのように分析をしている
のか、お答えください。

○（保健所）次長

感染状況の現状の分析ということでございますが、なかなか具体的にこういうことがあって減少傾向にあるとい
う状況は確かなものはございませんけれども、一つはワクチン接種が進んでいるということです。3回目はまだな
かなか進んでいない状況ではありますけれども、2回目までは市民全体の80%を超える方々が接種をされていて感
染予防、発症予防、重症化予防ということには確実に効果が現れているということがあると思います。それともう
一つは市民の皆さんに、先ほど対策を申し上げましたけれどもこういった基本的な感染予防の対策について御認識
いただいて、それぞれ市民の皆さんが取り組んでいただいている結果があるのかというふうには感じているところ
です。

○高橋（克幸）委員

もう1点伺いたいの、今後のことです。第6波がほぼ終わりかけているなど認識はしておりますけれども、こ
れまで幾つもの山ができてきて、収束してはまた大きな波が来るという状況になっておりました。保健所としては
今後の動向をどのように考えられているのか見解を伺いたいと思います。

○保健所長

今後の見通しについてでございますが、国の専門家の見解といたしましても、これから夏場に向けてまた改めて
人の動きが活発になると。それからワクチンの効果が時間とともにだんだん低下していくことが懸念される
ということ。それから今オミクロン株BA.2が主流となっておりますけれども、また新たな変異種、オミクロン
株の中でもタイプの違うものが出てくる可能性があることから、今減少しておりますけれども今後、再び増加して
いく可能性があるということはおかれております。

小樽市においても全国・全道の影響と当然連動してくると思いますけれども、これから増加していくということ
も考えていかなければならないというふうにご考えております。

○高橋（克幸）委員

そのように考えるのが順当かと私も思っております。

今後の対策もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小樽市新型コロナウイルス一般相談窓口の報告がありました。6月14日開設ですから、まだ1週間しかた
っていないのですけれども、もし分かれば結構なのですが、相談件数だとか、主な内容についてお聞かせいただ
きたいと思ひます。

○（保健所） 渋間主幹

14日から開設されました一般相談窓口の相談件数につきましては、昨日までで40件入っております。

主な内容といたしましては、御自身が濃厚接触者に該当するかどうかというものと、あとは症状があつて受診したほうがいいのかまたは検査をしたほうがいいのかというような御相談。それだけではなくて、市内の感染状況のお話だとか様々なものが入っているような状況でございます。

○高橋（克幸）委員

その中には後遺症の相談とかはありましたでしょうか。

○（保健所） 渋間主幹

40件の中で後遺症に係る相談件数は1件ございました。

○高橋（克幸）委員

今後また本格的な相談があるかと思しますので、よろしくをお願いします。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

次に、ワクチンについて何点かお聞きします。

先ほど報告がありましたけれども、接種状況を確認しますと、全国・全道平均よりも59歳以下の接種率が低いというお話でございました。これについてなぜ低いのかという要因等が分かっている点、もしくは考えられている点があればお聞かせいただきたいと思えます。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

若い世代の方が、なかなか接種をお受けにならない理由といたしましては、あくまでも推測でございますけれども、仕事で時間が取れないですとか、あとは副反応が起きた場合、仕事をなかなか休めないというようなことが想定されるのではないかとこのように考えております。

○高橋（克幸）委員

そのようなことも含めての集団接種を実施するという考え方だと思うのですが、集団接種については明後日からスタートすると報告がありましたが、これの予約状況はどのようになっていますか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

集団接種の予約状況につきましては、本日の午前8時現在でございますが、6月24日金曜日につきましては、定員200名のところ27名の予約で、予約率としては13.5%。25日土曜日につきましては200名のところ30名の予約で15%。全体では3,600名の定員のところ現在127名で3.5%となっております。

○高橋（克幸）委員

思ったよりかなり低い状況ですね。

せっかく接種率を上げようということで集団接種を考えられたと思うのですが、この低い状況についてはどのように捉えられていますか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、予約状況が低いというのは、3回目、4回目を合わせて申込みを受けているところでございますが、やはり3回目の接種率が低迷しております。その理由としては、やはり接種をいろいろな理由でためらっている方が相当数おられるのではないかとこのように考えております。

また、6月10日から周知を始めまして、町内会の回覧板を含めまして周知させていただいたり、SNSを使ったということもさせていただいて、あとは、働く方々が所属しているような、各団体にも御案内をさせていただいています。あとは生命保険会社ですとか、そういうところにもお願いをして企業を回るときとかに周知をお願いしておりますが、まだそういうところで、まだまだ浸透していないということが一つはあろうかというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

周知の始まった期間が最近だということもあろうかと思いますが、ぜひ多くの方に分かっていただけるようにいろいろ工夫をしていただきたいと思います。

最後の質問ですが、この前もある方からお問合せがあったのですが、小樽市内でワクチンではなくて、経口薬、飲み薬というのはどのようなになっているのかがよく分からないので教えていただきたいということだったのです。現状分かっている範囲で結構です。病院名とかもありませんので、どういう状況で出回っているのか、配布されているのかお聞かせください。

○（保健所）渋間主幹

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の状況なのですが、まずもってこちらの経口薬なのですが、市内で経口薬の配送センターに登録している医療機関が43か所、また、薬局で40か所ございまして、そちらで薬が出されるということで、83か所に在庫がございます。

新型コロナウイルス感染症が陽性になって処方するかどうかは医療機関の医師の判断で処方になりますので、医師が診て必要だというふうになったときに処方がされまして、それぞれの医療機関または薬局から患者にほとんどは配送されるというような状況です。在庫が常にございまして、そちらは、処方した分、なくなった分を医療機関であるとか薬局が配送センターに配送依頼をして常備しているというような状況になってございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

自民党に移します。

○松岩委員

◎離婚・別居後の共同養育支援について

それでは、一般質問で行いました中から質問いたします。

一つ目、警察庁が警視庁及び各道府県警察本部に対して、令和4年2月21日に出した事務連絡については、本答弁の中で私の質問の中で把握したということでしたけれども、この文書についてはこの当事者の方々の間では超党派の議員連盟の会長を務める柴山昌彦代議士の名前から通称、柴山文書とも呼ばれております。これは、子の連れ去りについても未成年者略取誘拐罪の被害として対応するような趣旨を警察庁が促しているような内容となっております。当時ネットニュース等にも取り上げられておりましたので、市には私の質問ではなくて、そういった情報収集の中で当然に知っておいてほしかったと大変残念に思っています。

過去にも市は、このことに限らずですが、全体について情報収集や調査研究をしていくという答弁をされておりましたけれども、部署が横断的な課題でありますのでこの部署が行っているのか、時間や頻度などお答えいただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

共同養育及び面会交流に関する情報収集につきましては、こども未来部、生活環境部、福祉保険部、教育部等の関係部署が集まり、庁内勉強会を令和3年11月と令和4年3月にそれぞれ開催しております。

主に、離婚・別居後の子の養育について面会交流支援に関する国の通知や調査報告、他都市の事例について情報

を集めまして関係部署と共有を図っているところでございます。

○松岩委員

情報収集については、それ専門に職員がいるわけではありませんので、難しい部分があるのも重々承知しておりますし、私もこれを取り上げている議員の一人として私からも情報提供をさせていただきますけれども、一つ、共同養育支援法全国連絡会というホームページがございまして、ここには昨日、自民党の本部会が法務大臣に申入れをした情報だとかが新着情報として出ておりますし、これらに関連するあらゆる情報がかなり細かく丁寧に載っておりますので、こちらの御確認をしていただけるとほぼ網羅できているのかと。

あと当事者の声としては、これは私の所感ですけれども、ツイッターが一番情報が活発です。今日私が質問することも昨夜、投稿しましたらすぐに何十件もいいねやコメントが届いて、一般質問の後には、次の深掘りの委員会でこういう質問をしてほしいという質問の案だとかも文章でたくさん頂いているところです。なので、情報はいっぱいありますので収集についてはそんなに難しいことではないと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

この文書のことで小樽警察署に確認をしていただいたのですけれども、この件に限らず、本市では警察との情報交換だとか連携というのは行われているのか伺います。

○（生活環境）生活安全課長

警察との情報交換や連携につきましては、生活安全課では交通安全に関する事、特殊詐欺被害防止に関する事及び暴力追放運動に関する事などについて情報交換や連携を行っております。

○松岩委員

恐らく今回の質問に取り上げたようなことは、あまり今までできていなかったように思いますので、私からも情報提供はしますけれども、こういった文書などが出たというような、例えばニュースだとか報道があれば警察との連携というのは逐次やっていただきたいと思います。

本市では、いわゆる子供の連れ去りや、実子誘拐は刑法224条の未成年者略取誘拐罪の構成要件に該当する、もしくは問われるおそれがあるものと本市は考えているかどうか、確認します。

○（生活環境）生活安全課長

子の連れ去りが刑法224条未成年者略取誘拐罪に問われるおそれがあるものと考えているかということにつきましては、連れ去りが罪に問われるかどうかは警察や裁判所が判断するものではありませんが、正当な理由なく未成年者を略取または誘拐した場合には、未成年者略取誘拐罪に問われるおそれがあるものと考えております。

○松岩委員

そこが共有できているという前提で次の質問に行きます。

市は、警察として配偶者等による子の連れ出しについては、警察の事務分掌では連れ出しと呼んでいますけれども、連れ出しについては重大な被害に発展するおそれもあると確認されたようなのですが、ここでいう重大な被害というのは、市としてはどのようなものだと考えますか。

○（生活環境）生活安全課長

事務連絡に添付された判例にあるように、常時監護養育が必要な子を、粗暴で強引な行為で連れ去ることにより、子が適正な監護養育を受けられないことや、連れ去り行為が略取誘拐に該当することなどがそれに当たると考えます。

○松岩委員

今のは略取の話だと思うのですけれども、誘拐は子供、恐らく小さい子を想定しますけれども、子供に対して誘惑だとか欺罔によって連れ出す、連れ去るということがありますけれども、それによって本当に一言では言い表せないぐらいのたくさんのいろいろな課題につながってしまうというのが、最悪は子供がまたDVにあつて暴力で亡くなるとか、連れ去られた側の親がそれを苦して自死してしまうとか、そういったことが重大な被害と考えられる

かと思えます。

次に、同様の相談があった場合には、警察への相談を促すということでしたが、どのように促すのか。これだけを取ると単に警察に相談してくださいということで終わってしまうのか、それとも未成年者略取誘拐罪に該当する蓋然性や緊急性が高いのであれば、その場で110番の通報を促すのか。どのような対応を促すのか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

警察への相談方法につきましては、相談者の相談内容を十分に伺った上で事務連絡にもあったようなケースにつながることも考えられることから、相談者から警察へ相談をしていただくよう促していくことになると考えております。

○松岩委員

同じように弁護士による法律相談を促すとあるのですが、どのように促すのでしょうか。ただ弁護士に相談してくださいと言って終わりなのか、近隣の弁護士を紹介するのか。市としてこういった形で法律相談を促すのか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

弁護士による法律相談につきましては、相談者の相談内容を十分に伺った上で、法的な判断が必要になった場合には、生活安全課で行っている無料弁護士相談や、日本司法支援センターの法テラスでの相談などを受けていただくよう促していくことになります。

○松岩委員

警察や弁護士に相談を促して、警察に被害者の方、当事者の方が相談したにもかかわらず、仮に警察署で門前払いされてまた戻って来てしまった場合、市はその相談者に対してどのような対応をしますか。

○（生活環境）生活安全課長

市に再び相談された場合につきましては、まずは相談内容を傾聴し、その内容に応じ、法的な判断がまた必要な場合には無料弁護士相談やこれも生活安全課で行っております調停経験者による身の上相談、心のケアに関することについては保健所などへつなげていくことになると考えております。

○松岩委員

決して、たらい回しというか、相談者の方が孤立しないように御対応をいただきたいと思えます。

それから本質に入りますけれども、子の連れ去りに関連して、相談対応を受ける専門的な相談窓口が本市にはありません。今は生活安全課が取りあえずというか事務分掌上は扱っていますけれども、決してそれに対応した部署かと言われれば、そういうわけではないと考えられます。それを設置しない理由として、本答弁では相談内容が民法上の問題を含み専門的な知識を必要とし、行政が直接関わり解決に導くことができないことを理由に弁護士や警察への相談を促し、市では対応しないというような内容でした。この答弁をそのまま受け取れば当事者の方々からするとすごく困って苦しんでいる我々はどこに相談したらいいのでしょうかという落胆の声を多数いただいております。

市には相談窓口というところでホームページ上にもたくさんの分野の相談窓口があるのですが、それらは必ずしも民法上の問題を含んでいない、また専門的な知識を必要としない、行政が直接関わり解決できるわけではないことも相談対応として受けています。なぜ子の連れ去りに関することだとか、離婚・別居後の親子の関係だとか、こういったことに関しては、相談を受けない、専門的な窓口を設置しないというような答弁になったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（生活環境）生活安全課長

相談者から同様の相談があった場合には、相談者の心情に寄り添えるようお話を伺います。しかし、相談内容に

ついて、民法上の問題や専門的な知識を持って対応できる状況ではなく、行政が直接的に関わることで最終的にこれらの問題が解決することができないことから、専門的な部署を設置できないとお答えいたしました。

○松岩委員

それを何とかしてくださいと言うのは簡単なのですけれども、行政には民事不介入の原則というものもありますし、やはり、どこまでいっても夫婦間でしたり親子間の関係というのは第三者には対応できない部分もあります。

夫婦や親子間で起きるこれらの諸課題としては、代表的なものとして、親子の断絶、子供の連れ去り、真のDV被害者への対応、虚偽のDVによる支援措置の乱用、片親疎外による子供の発達・心身への影響、子供への虐待、それから子供の意見表明、親子交流等、問題がまだまだ多岐にわたります。

例えば、私は結婚もしておりませんし、子供もいませんけれども、ある日突然、子供が連れ去られてしまった、子供と引き離されてしまったという方は、最初に警察や弁護士に相談するという刑事的な対応のみならず、心身の不調や、自死や病気、学校への連絡、それらの対応で働けないなど、本当に同時多発的に問題が起きてしまいます。それらに対応するためにも、具体的で完全な解決はできないかもしれませんが、困った方に寄り添えるような包括的な支援をするというのは行政の役割であると思います。

現在は生活安全課で取り急ぎ初動の相談対応を受けているということなのではございますけれども、この相談内容というのは他部署にも横断的にわたる問題ですので、今の私の思いとしては、まずはホームページ上で相談窓口の一覧の中に、こういったことに関してもひとまずお話は聞く体制がありますというようなことで相談できるようなページを設けて、当事者の方々の困り事をしっかりとまずは受け止めてあげられるような体制、気軽に相談できるような体制をつくっていく必要があるのではないかと思いますので、どうしたらこういうことができるか、お考えを伺いたいと思います。

○こども未来部長

御質問にありました、まず市の窓口で御相談をお受けした際に、その相談者の方に様々なお困り事があるということが分かった場合、例えば、現在でも生活上の困り事を多数抱えていらっしゃる方がいらっしゃる場合には、福祉総合相談室「たるさぼ」などでそうした相談をお受けしまして、そのお困り事の必要に応じて、それぞれ専門的な部署ですとか、外の専門的な機関ですとかを御紹介して支援に結びつけていくというような体制で行っております。ですから、基本的には、相談を受けた部署からいろいろな関連の部署に連携しながら支援を行っていくというふうになるかと思います。

御質問にございました、夫婦、親子間の相談につきましては、先ほどの答弁でもございましたとおり、庁内の関係部署で勉強会を開いて、共同養育ですとか面会交流に関する情報収集を行っておりますので、できるだけ分かりやすく気軽に相談できるような体制づくりについても、そうした勉強会で今後協議してまいりたいと考えております。

○松岩委員

今の私の質問の趣旨は、市に相談しても解決に導けないというのは分かるけれども、まずはそういったことを網羅的に聞けるような相談窓口として、相談窓口の一覧の中にそういったものを入れて、中身としては生活安全課なのか、たるさぼなのか分かりませんが、そこで受けるというような、市としての対面的なそれらについての対応をお願いしたのですけれども、そこについてはどうなのですか。今あくまでもそういったのは一切やらないで、既存の中で適切な部署に振り分けて相談対応するということなのですか。

○こども未来部長

冒頭で申し上げたのが現状の相談を受ける体制ということで御説明しました。それから、やはりいろいろな困り事を抱える方がどこに相談に行くかということも様々だと思いますので、基本的には、やはり相談を受けたところでその方の困り事を傾聴しまして、その部署でどういったところにつないでいくとその人の支援につながるかという

ことを考えながら対応していくというのが基本だと思っております。

それから、ホームページ等に周知の関係で、ここの窓口でそういう相談をお受けするというようなことを掲載してはというような御質問についても、やはりどういった体制を組んでいくのが望ましいのかということと、どういうお知らせの仕方をしていくかということも当然併せて、この勉強会を通じて検討していくことになろうかと思えます。

○松岩委員

全然伝わっていないですね。困っている方々は、まず自分が何に困っているかが分からないのです。例えば、子の連れ去りだとしたら、子供が連れ去られたというところで思いつくのは学校に電話しなくてはとか、警察にとか、市にも言わなくてはいけないのだろうか、では市の誰に言えばいいのか、警察のどこに言えばいいのか、学校も現場レベルでは、学校の現場で受けるのか、教育委員会で受けるのかとかも自治体によって対応がばらばら。今は生活安全課で受けたりとかというところがあるのでしょうかけれども、各部署に行ったところでまたそこから話が広がるというのは相談者にとって負担が大きい。

だから、今の体制を私は正しいと思わないけれども、例えば、どこかの部署が、生活安全課でもどこでもいいですけども、一つ看板を置いて、窓口を設置して、決して窓口というのは本館のどこかに番号を置いてつくれとかということではなくて、相談者がまずはそこに相談をして、そこから、ではこういうことが考えられますねとか、DVを受けているのでしたら戸籍住民課に行って支援措置の申請をしてくださいますかとかというような、できる範囲での行政の相談対応というのを一元的にできる場所が必要なのではないかということを行っています。

私の言っていることがまず伝わって、それに向けた検討をされるというのであれば私もここで質問をやめられるのですけれども、そこを否定されてしまうと話が違うなというのがあります。お答えできればしてください。

○こども未来部長

少し言葉の解釈でうまく伝わってなくて、決して委員の言っている内容を否定しているとか理解していないというような答えはしていないつもりでありました。ですから、今後そういった夫婦ですとか親子間の何か問題があればこちらへお問合せくださいみたいなことを、どういうふうな体制といいますか、どこが中心となってつくれるのか、それから、それをどういうふうにホームページ上でお知らせしていくのか、お受けするための内容について、今連携している関係部署での勉強会で協議していきたいという趣旨で説明したところであります。

○松岩委員

今日のところはやめます。ただ、当事者の方々は、私のユーチューブをたくさん見ていただいていますし、この会議録も文字起こしをして多くの方に共有されると思いますので、一つ言えることは、1年、2年前に私がこの問題を取り上げてから、私も市側もあまり情報がない中で、勉強会だとかを通して少しずつこういう関係性を図ってこられましたので、小樽市も全くやる気がないわけではないというのは当事者の方々にも私はお伝えしていますし、なかなか思ったことが言えないような状況ではあるのですけれども、しっかりとこれからも議会以外の場所でも、当事者の方々の不安が少しでもなくなるように、やれることを頑張っていきたいと思えます。また引き続きよろしくお願ひします。

○山田委員

◎敷地内薬局設置に係る進捗状況について

まず、報告からお聞きしていきます。

今回敷地内薬局設置の審査結果が出ています。

そこで、お聞きしますが、小樽薬剤師会から要望が出ていると思えます。これについて、どのようになっているのか、まず、それをお聞かせください。

○（病院）事務課長

敷地内薬局設置に関しまして、小樽薬剤師会からありました要望については、小樽薬剤師会への加入や土曜日の急病センター開設時間中の輪番による営業など、小樽薬剤師会との連携に必須なものについては公募の条件としたほか、その他の項目については、選定の際の評価項目としてプロポーザルの際に提案させたところです。

公募の条件とした内容については、既に小樽薬剤師会に対して取組内容をお伝えしておりますが、提案のあった部分も含めまして、明日、小樽薬剤師会、事業者、当院とで連携についての協議をすることになっております。

当院といたしましても、小樽薬剤師会、敷地内薬局などが連携して行う取組が担保されるように、必要に応じて3者で協定を締結することも小樽薬剤師会に提案しておりますので、そのことも含めて協議してまいりたいと考えております。

○山田委員

次に、評価項目、まずこれは公開されるのかしないのか、それと前回頂いた資料ではおおよそですけれども、スケジュールが示されて、それももし分かれば説明していただきたいのですが、分からなければ後からでも構いません。よろしく願います。

○（病院）事務課長

評価項目については、プロポーザルの実施要綱に記載して公表しております。

敷地内薬局のスケジュールにつきましては、先ほど報告いたしましたとおり、今月中の定期借地の契約の締結を予定しております。

その後、詳細な日程については、まだ提示を受けておりませんが、おおむね聞いている部分といたしましては、契約が締結できれば、来月から既存の身体障害者用の駐車場の取壊しに着手いたしまして、9月頃からは薬局本体の工事に着手し、年度内の完工を予定としているところでございます。

ただ、現在やはり資材がなかなか入っていないという部分がございますので、完工時期の遅れが今懸念されているところでございます。

○山田委員

評価項目は分かるのです。

評価項目の点数、3月17日にはこの評価点が記載されています。その点について、後からでいいですけども、資料をください。

○（病院）事務部長

評価点ごとの点数につきましては非公表とさせていただいておりますので、一応、各事業者が自分の点数を知りたいという部分につきましては当院からお知らせしておりますが、それ以外の方につきましてはの公表は差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○山田委員

◎青少年育成について

それでは、質問を変えます。

一般質問でもお聞きしました、青少年育成について、小樽市地域子供会育成連絡協議会、以下子連協と言いますが、まず、この子連協が主催する部分で、小樽市の青少年育成の取組を牽引する団体と認識していると答弁がありました。

そこで、お聞きしますけれども、子連協の主催する小樽ライオンズクラブ少年の船とジュニアリーダー研修の関係についてお聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

まず、ジュニアリーダー研修につきましては、本答弁でもございましたが、例年小学校五、六年生を対象としま

して、参加者同士の交流を主体として、リーダーとしての役割や助け合いの心を養うことを目的として市で実施しておりまして、おおむね6月から7月に実施しております。

一方、子連協が令和元年度まで実施しておりました、小樽ライオンズクラブ少年の船に関しましては、これもリーダーとしての役割、助け合い、こういった心を養うことを目的としておりますが、こちらは宿泊を伴う形で7月下旬から8月上旬に行ってきたものでございます。

この両事業の関係につきましては、いわゆる、少年の船に参加しようという児童はジュニアリーダー研修を受けていただくという、そういった条件の下で実施していた経緯がございまして、実態として、ジュニアリーダー研修に参加した子供たちがそのまま少年の船に参加するといった形で行われてきたという経緯がございます。

運営上の関係につきましては、市のジュニアリーダー研修は子連協の指導者の協力を得ながら実施し、一方の、子連協主催の少年の船には、市が事務局の立場で連絡調整等の協力をを行いながら実施してきたものと、そういった関係がございます。

○山田委員

次に、事務ですとか予算関係で少しお聞きします。

一般質問では、予算は年16万円、市では子連協の事務局を担当、しかし、子連協に聞けば、予算は5万円、事務は会長ほか役員がやっていると聞いておりました。

では、本市青少年課で行っている事務の内容、ここ10年の補助金の予算の推移、交付金だと思いますがその推移をお聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

まず、青少年課で担っております事務局の役割といたしましては、当協議会の活動に関わる事務補助といったものでして、実際に協議会の総会、あるいは役員会などが行われる際の会場の確保ですとか、子供会が加入します保険の取りまとめ、こういったものを行っております。

また、当協議会の事務局は青少年課でございますので、青少年課に子連協関係の封書が届いたり、電話での問合せがあった場合には、それを基に対応することもありますし、実際に役員ですとか各子供会の担当者と連絡を取り合って連絡調整、そういったことを行っております。

また、市の補助金の交付の状況についてですけれども、10年間の予算の推移ということですので、平成24年度から令和3年度までの現状でお伝えいたしますと、市の補助金の交付については、まず当協議会が実施する事業に対して2分の1以内の補助、上限16万円ということでの交付となっております。

平成24年度から令和元年度までは、少年の船が行われていた期間でもありますので、上限の16万円を交付してきております。ただ、新型コロナウイルス感染症の感染が始まってからは大きな事業実施ができなかったということで、令和2年度については交付額はなし、令和3年度については決算見込額として3万5,000円となっております。

○山田委員

やはり、新型コロナウイルス感染症で、およそ全ての団体では事業は中止となっていると聞いております。

それでは、分かる範囲で直近5年間の子連協の事業や会議の状況、多分総会とかもやっているのかと思うのですが、そこをお聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

直近5年間ということで、平成29年度から令和3年度までの状況を説明いたしますと、まず、主な実施事業といたしましては、前答弁と重複となりますけれども、平成29年度については少年の船のほか、道南の今金町周辺での道内研修というものも行ってございます。平成30年度、令和元年度につきましては少年の船を実施、令和2年度については事業の実施はなし、令和3年度については余市町での果物狩りを含めた1泊2日の研修が実施されたという

状況になってございます。

一方、会議の状況につきましては、毎年4月に定期総会が行われておりまして、前年度の事業報告、決算報告、当年度の事業計画案、事業予算案の審議を行っております。また、役員会につきましては、月に1回、あるいは、2か月に1回という頻度で、主に勤労青少年ホームで実施されてきております。なお、令和2年度の定期総会につきましては、書面での実施という報告を受けております。

○山田委員

このような状況下で、子連協からの相談はなかったのか、子連協の業務の停止や解散について、市は承知していたのか。

それと、今回この子連協が解散した場合、青少年育成について町内会と市の連絡がなかったときの組織の構築、想定していることはあるのかないのか、それを聞いて質問を終わります。

○（生活環境）青少年課長

まず、子連協の事業の実施の状況でございますけれども、令和元年度が最後になっている少年の船の現状としましては、少年の船には子連協の指導者三、四名の引率の下で実施してございましたけれども、指導者の高齢化等の事由により、指導者のスタッフ不足というところから、遠いところでの長期間の行程で児童を引率する、そういったものが困難になったことで実施ができなくなったという状況を伺っております。

実際に、令和2年度以降は道内研修という形の組み立てを聞いておりましたけれども、こちらはコロナ禍が入ってきたという中で、令和2年度、3年度につきましては事業がなかなか実施できていないと。指導者不足とコロナ禍、こういったものが重なった中で事業が進まなくなったということで状況を把握しております。

また、子連協自体の解散につきましては、直接そういう言葉で聞いてはございませんけれども、実際に各子供会が少しずつ脱退してきているという状況ですとか、会長の職を含めた次期役員の成り手がなかなか見つからず、誰か引き受けてもらえる人はいないのかとか、そういった形でなかなか解決策を見つけられない状況であるということとは聞いていたところでございます。

今後につきましては、市独自でも、もちろんリーダー研修を主体としまして関係部局の連携を行った事業、取組がありますので、今後もそうした形で対応していきたいとは考えておりますけれども、やはり、子連協の実施するような、市だけでは実施しづらい他都市との交流ですとか、子供会単位の事業実施などは、子連協ならではの利点があると考えておりますので、子連協の活発な事業実施が困難になってきている状態は伺っておりますけれども、今後も何とか若い指導者を発掘していただいて、子供会の活性化に向けた取組を実施していただきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトについて

まず、一つ目の項目として、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトについてお聞きをさせていただきます。

あまり耳なじみのない名前かもしれませんが、これは平成29年から30年にかけて、家庭と教育と福祉の連

携「トライアングル」プロジェクトという文部科学省と厚生労働省が連携した取組として行われたものです。

これは何かというと、発達障害をはじめとした、障害のある子供たちの支援推進に向けて発足したと認識をしています。そして、チーム発足の背景については、次のように説明されているのですけれども、以下、少し読み上げさせていただきます。

教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを発足させたということです。

このプロジェクトには、行政や学識経験者も参加をしまして、地方自治体がモデルケースとなって取組を行っていました。調べてみると、例えば、新潟県三条市は子供福祉と教育に関わる形で組織機構を変えたり、大阪府箕面市では放課後等デイサービス事業所と学校との連携を図ったということです。

余談になるのですけれども、三条市も箕面市もそれぞれ別のテーマで、私、視察に伺ったことがありまして、特に箕面市はこの厚生常任委員会の視察で、障害がある方の自立に向けた就労支援の取組というのを見せていただきました。そうしたことから、箕面市は多面的に障害児・者の支援を行っていると思えらるなど捉えました。このような事例を基に、プロジェクトの総括的には、やはり地方自治体において福祉部局と教育委員会の連携を図った上で、家庭と学校、通所支援事業所が子供に対して切れ目のない支援をするというところに着地したわけです。

ここまでは一般論としてうなずけるものだと思うのですけれども、重要なのは、全国でやりましょうといったときの水平展開の仕方とローカライズだと思うのです。そこへ関わって、「トライアングル」プロジェクトをまとめた後の国からの通知が来ているのですけれども、その通知の中身を御説明いただきたいと思います。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

国からの通知についてですけれども、平成30年5月24日付で文部科学省と厚生労働省の連名で、教育と福祉の一層の連携等の推進についてという通知が出ております。

この中では、今プロジェクトの目的ということで委員がかなり詳しくおっしゃったのですけれども、そういった部分について、学校と障害児通所支援事業所等との相互理解の促進、保護者も含めた情報共有の必要性、そして切れ目のない支援体制の整備についてということで、そういった部分について一層の強化を、国また地方自治体を挙げてやることという旨の、そういった通知が出ていました。

項目的には、教育と福祉の連携を推進するための方策についてということで、幾つか各部局の連携のことですとか、教職員とか、子供の福祉制度の周知の部分ですとか、そういった法令とかといった通所支援事業所の部分が載っているものと、保護者支援を推進するための方策として、幾つか保護者への情報提供の推進ですとか、相談窓口の整理ですとか、そういったことがこの通知の中には載っています。おっしゃったようなプロジェクトの報告ですとか、事例みたいなものが添付資料としてこの通知の中にはついてきておりました。

○高橋（龍）委員

そして、その通知が来たときは、当時は今の福祉保険部ではなくて、福祉部と教育委員会が所管であったと思うのですけれども、その通知がそれぞれに来たということになるのでしょうか。

というのも、福祉部局及び教育委員会が両方ともこれにきちんと目を通していたかということを質問したいわけなのですが、いかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

通知につきましては、それぞれ来ております。後志総合振興局を通して、福祉サイドの保健環境部ですとか、あ

と教育については後志教育局から市の教育委員会に通知は届いているものです。

○高橋（龍）委員

そして、この通知を受けて、本市の子供福祉行政として、この通知によってどのような影響が与えられたのかということをお聞きしたいのです。あるいは、影響を受けなかったとすれば、そこには理由があるかと思えますけれども、それはなぜかということもお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

この通知を受けての、福祉サイドとしての影響というか、そういった部分の説明になりますけれども、まず、このプロジェクトをやるときに当たったいろいろな課題が、多分こういった地域でも同じように障害児通所支援事業所で抱えていた部分があったと思うのです。そういった部分について、こうやって整理されたものが出てきたことで、より一層、教育と福祉の連携の必要性ですとか、そのための具体的な支援策ですとか、そういった部分について意識を高めて、そういう事業所ですとかこども発達支援センターの部会とか会議の場があるのですけれども、その中で協議を進めていって、教育委員会を窓口として話を進めていこうということになったというような経緯があります。

○高橋（龍）委員

今御説明をいただいたことを、もっと端的にお聞きするのですが、今回そのプロジェクトの目的をどのように受け止めたかということなのですが、これはいかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

先ほど答えた部分と少し重なるかもしれないのですけれども、改めてこうやって国から通知が来たことで、課題の整理が見えてきた部分、逆に、ここでやるべきことというのがそのまま課題として見えてきた部分があると思います。

小樽市として、学校の事情でしたり、事業所の事情ですとかいろいろございますので、そういった部分で切れ目のない支援体制ですとか、連携の必要性を認識した上で、そういった部分でこのプロジェクトについて受け止めたというものでございます。

○高橋（龍）委員

本質的には、これもよく言われ過ぎて、ある意味軽くなってしまっていますが、行政の縦割りからの脱却ということであったと思うのです。同じことが言われ続けているということは、やはりそこにはまだ壁があるのだと思っています。

例えば、本市でも障害のある児童・生徒の学習支援の取組をしてくれている団体も実際に発足したということで、それに関わって私は何人かから少しお話を伺ったのですけれども、実際に支援の必要な児童・生徒をサポートする活動をしているのだけれども、教育と子供の福祉分野の連携がやはりスムーズではないと。福祉分野で専門性の高い資格を持っている人のサポートが早い段階で得られれば、その後の学習や、ひいては社会に出る際の子供の可能性を伸ばしてあげることにつながるというようなことを教えていただきました。

とはいえ、学校現場では、そもそも教職員の方々の業務量の多さであるとか、あるいはその煩雑さ、そして、そこに加えて新型コロナウイルス感染症の影響というのもあり、現場でも疲弊をしているという状況です。うまく連携さえできれば、教員も子供たちも得るものは大きいのではないかと思うのです。

こうやって、実例を基にした声が上がっているのですけれども、これに対して、一旦所感という形で御意見を聞かせたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

所感的な部分が入ってくるのですけれども、まずこども発達支援センターの相談業務ですとか療育の部分でいくと、小・中学校の教員たちとの共有といいますか連携、受入れはすごく好意的にやっていると感じてい

るところです。

特に、年々、この「トライアングル」プロジェクトも含めたり、障害児通所支援事業というのが児童福祉法に基づく事業だという部分で、公的な事業という認識が各学校で理解が深まっているというふうに感じている部分はございます。ある程度、こども発達支援センターはそういう言語聴覚士ですとか理学療法士といった専門的な部分もございますので、学校でも必要として呼んでくださることもあるのかとは思いますが。

ただ、今、委員おっしゃったような部分でいくと、やはり民間のいろいろな放課後等デイサービス事業所はかなり多くございますけれども、そういった事業所とお話しする中では、やはり敷居の高さでしたり、何か壁が感じられるというような声も出ているという部分もあり、本当にそれぞれの学校の事情でしたり事業所の部分で、うまくいっているというところとなかなか難しくてというような話も聞こえている部分はございます。

あと、連携という部分の言葉のイメージが、それぞれの求める連携というのが本当にみんな一堂に会した中でやるとまちまちの部分でその辺の難しさも少し感じながら今いるところでございます。

○高橋（龍）委員

やはり、今お答えいただいたように、連携の難しさというのは実際にあるのかと思っていて、ただ、こうしたプロジェクトを経て、このように通知が来たりですとかというのがあって、これから実効性あるものにしようとなると、例えば、新たな協議会の発足であるとか、現場側の受入れの体制を整えることも必要なケースがあると思うのですけれども、これに関していかがかという点と、もしくは、既にある協議体の中で、子供福祉分野と教育に関して専門性の高い中身で話し合いができる枠組みみたいなものが、もし既にあるのであれば、そういったところを御紹介いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

まず、この協議体のようなものについてなのですが、まず既存のものでいくと、小樽市障がい児・者支援協議会というものが福祉保険部が事務局となって設置してございまして、その中にこども発達支援センターも入ってはいるのですけれども、その専門部会として、こども支援部会というものがございます。その構成員は障害児通所支援事業所がメインになっていまして、そのほかに相談支援事業が複数あるのですけれども、そういった部分で定期的に会議を重ねていて、その中で地域の課題ですとかこういう福祉と教育の連携についてのお話をするような場となっております。

もう一つ、教育委員会でも特別支援連携協議会というものがあまして、こちらは年に1回だと思うのですけれども、こども発達支援センターですとか、その他行政のいろいろな分野と、あと学校サイドとか教育委員会サイド、あと親の会のような方も入っていて、お互いの活動ですとか情報共有をするような場となっております。既存では、そういった協議できるような場がございます。

また、先ほど来のこのプロジェクトの報告書というか通知が出た後、教育委員会と、こども支援部会の立場で、こども発達支援センターとそういった通所支援事業者の代表とで、教育委員会の学校教育支援室と話を進めてきた中で、令和3年10月に、福祉と教育の連携会議というような形で一度会議をやって、これからは年に2回ぐらい5月から6月くらいだったり、年度末とかといったそういう時期に、お互いそういった連携のための課題ですとか情報共有のためのそういった会議をやろうということに話があったところです。

ここに参加したのは、小・中学校の校長会の代表の方、あと市の教育委員会の学校教育支援室の担当者、こども支援部会としてこども発達支援センター、あと通所支援事業所のグループの代表の方とでそういった会議をやったところでございます。

○高橋（龍）委員

福祉と教育の連携会議みたいなものが立ち上がったということで、例えばですけれども、全く新しく協議会を立ち上げるとした場合に、ステークホルダーと言われる、いわゆる関係者の方々は、どういったところをピックアップ

プしていくか。何を聞きたいかという、既存の枠組みにとらわれずに、例えば、チームとしてどのような形をつくるのが理想的かという効果的かということで、ドラフト的な考え方で質問なのですが、どういう方々が入ってくるとより実効性のあるチームをつくれると思いますでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

ここの部分が少し難しいというか、委員からの新しいお話だったのであれなのですが、何か大きな体制とか枠組みでとなると、先ほど言ったようなある程度各代表の協議体とか協議会みたいな場が必要だと思うのです。

実際に、個々の子供の部分になってきて、何か切れ目のない支援とかとなってくる時には、本当にその子供に接している担当者レベルで、子供によって関係機関という関係者も変わってくると思うのです。場合によっては医療がもちろん入ってくる場合もありますし、あと、そういった専門的な部分で療法士、セラピストみたいな方が入ったほうがいいときもありますし、保育所、幼稚園だとか、小学校以降となれば当然小・中学校ですけれども、そういった部分で、チームとなってくると本当に実務レベルの担当者が入ってくることが必要なのだと思います。

その前の段階でいけば、実際に課題として現場で困っている方たちの声を聞く、そういった会議が必要なのかとは思ってございます。

○高橋（龍）委員

私もいろいろと考えてみたいとは思っています。

昨今ASDとかADHDとか、発達や得意不得意の分野で凸凹のある子供はたくさんいますけれども、秀でている部分に着目して伸ばしてあげることでその後の道が大きく変わってくる、先ほどお話ししたように、それは私もそう思うのですが、そうした点から、本市においても福祉と教育、そして保護者の方々も含めて連携を進めていただきたいと思うのです。

ここで、本当に理想論で結構ですので、この分野の重要性ということに関して認識を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

この分野の重要性なのですが、まず、今、委員がおっしゃったとおり、発達障害とか、そういった発達の支援が必要な方、得意分野とかいろいろな優れた部分をたくさん持ってございます。そういった意味でいくと、日常生活ですとか社会の中で生きる力をつけていただくこと、そういう部分に対して支援ができればいいと思っ

ていまして、子供本人ですとか保護者が自己肯定感、そういった部分を強く持てるようにしていくことが大事だと思っています。

そして、また今回いろいろおっしゃっていただいた部分、先ほど言った、こども支援部会ですとか、そういった場にも持ち帰って、実際現場で働いているいろいろな事業所たちと、こういった部分についてこういう意見があったということで、検討させていただきたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

大変心強いというか、響く答弁をいただきましたので、ぜひ進むように私も一緒になってやっていきたいと思っています。

◎重層的支援体制整備事業について

次の項目に移したいと思うのですが、多少関連して、重層的支援体制整備事業について聞かせていただきます。

これも度々質問させていただいていまして、事業のコンセプトとしては市町村全体の支援機関、地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築するということです。それにより、従前の制度では、はざまにい

た方を何とかすくい上げるようにしようということなのです。

先ほどの「トライアングル」プロジェクトで、部署をまたぐ支援の必要性をお話したように、この重層的支援体制整備事業についても、部署だけではなくて制度ごとの隙間を埋めていこうということが求められていると思います。

私は令和2年度にこの重層的支援体制整備事業について質問したのですが、当時は翌年度に福祉保険部、そして福祉総合相談室の設置が行われるというタイミングだったものですから、年度当初の手挙げは難しいというお答えでした。その後の進捗についてお示ししていただきましたのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

現在の進捗状況につきましては、重層的支援体制整備事業の実施に向けて福祉保険部内で議論を進めているところ です。

○高橋（龍）委員

議論は進めていただいているということで、この重層的支援体制整備事業は、全国では130を超える自治体がこの4月から、加えて200を超える地域が移行準備事業という形で乗り出していると聞いています。他方で、役所、役場内でこれに近い体制が整っているからこの事業でなくて、自治体独自の対策事業を行うというところもあるのです。それぞれは政策的判断であるとは思いますが、これに関して、今協議はしていただいているということですが、市の考え方を改めて確認させていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

本市におきましては、先ほども御答弁しておりますけれども、重層的支援体制整備事業の実施に向けて現在検討を進めているところです。

○高橋（龍）委員

では、次に、重層的支援体制整備事業の会議体について触れたいと思うのですが、ややこしいことに重層的支援会議というのと支援会議というのがあるということです。この支援会議というほうについて何うのですが、社会福祉法第106条の6の規定に記載されていると認識をしているのですが、この会議について御説明をいただきたいと思います。これは会議設置の意義、あるいは条件などについてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

こちらの支援会議につきましては、法の中で会議の構成員に守秘義務を設けておきまして、相談者御本人の同意が得られていないケースにおいても関係者間で情報共有ができる会議体となっております。

こちらの支援会議を通じまして、支援体制の強化ですとか、地域における見守り体制の構築などにつながるものというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

守秘義務が課される、その代わりに個人情報保護法の壁を少し超えて、個人の権利は保護しつつ支援の強化につながるということができるといえることですね。

ここで改めて、現状のものと比較をするのですが、今の組織体制の中で、仮に重層的支援体制整備事業をやるとすれば、今の時点ではどういった点が足りていないのかということを確認したいと思います。

今この件について話し合う協議の場というのは、庁内、庁外の各ステークホルダーとを結びつけるものとして機能しているものはあるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

まず、重層的支援体制整備事業の事業におきまして、大きく三つの支援がございまして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というものが求められております。

実施に向けて足りないところとしましては、多機関協働事業という、庁内外、世帯を取り巻く支援関係者全体を

調整する機能をもった事業なのですけれども、こちらの実施ですとか、先ほど委員も触れられておりました重層的支援会議の設置、それから、アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業、地域づくり事業というような細かい事業がいろいろぶら下がっているのですけれども、こういったものの実施に向けまして、庁内外の関係機関と重層的支援体制整備事業に係る認識の共有が現時点で不足しているのかというふうに考えております。

あわせて、協議の場ということなのですけれども、今申し上げましたとおり、こういった認識をまだ共有できていないという状況がありまして、今はまだ庁内、部内での実施に向けた検討を進めている段階でありまして、これから庁内外の関係機関と改めてそういった情報の共有ですとか協議を進めていかなければならないというような状況になっているところで、協議の場というのは現時点では持っていないというのが実情です。

○高橋（龍）委員

あと、以前にお聞きした際には、アウトリーチについての課題が上げられていたのですが、これは重層的支援体制整備事業をやるか否かに限らず、古いスタイルのある意味、受動的な支援ではなくて能動的な、いわゆるプッシュ型の支援の形であろうと考えるのですが、行政、民間問わず、様々な方がアウトリーチを行う流れというのはできてきていると思うのですが、福祉総合相談室ができて約1年が経過した中で、ここのアウトリーチに関する取組というのは強化されたのかどうかというところを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

令和3年4月に組織改革の中で福祉総合相談室が開設されまして、同じく6月に別の庁舎で事務を行っていました、小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を本庁舎に移転しております。これまで福祉総合相談室開設以降のアウトリーチの取組に関しましては、残念ながらコロナ禍が続いている状況であったため、積極的に取り組むというような状況ではございませんでした。

ただし、これまで福祉総合相談室開設前というのは、各部の窓口で相談を受け、一定程度の対応をした後に、状況が明確化される中で他分野との連携が図られてきたことが多かったのですけれども、福祉総合相談室開設以降に関しましては、初動の段階で早期の連携ですとか、情報強化が図られるというような事例も見られております。

相談者の対応については、そういった中で一定の効果もあったものというふうに考えておまして、今後コロナ禍が収束した際には、改めてアウトリーチが必要な取組、そういった事案についても連携した対応が進められていくのではないかとこのように考えているところです。

○高橋（龍）委員

では、もう少し掘り下げて、そもそものアウトリーチの対象者をどのように見つけるのかということをお聞きしたいと思います。

住民福祉向上のために必要なのは、潜在的な支援対象者をどうやって発見するかです。

アウトリーチとして、外に出ることで見える場合とそうではない場合がある。つまり、家庭を訪問しても会うことができないれば何も分からないというようなことですが、そうした潜在的な対象者を見つけるために考えられることなどはあるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

潜在化している支援対象者を発見してアウトリーチをしていくということは、おっしゃられるとおり容易なことではございません。

現在も、福祉総合相談室「たるさぼ」では、断らない相談窓口として様々な相談をお受けする中で、それぞれ必要な支援や制度につなげるなどを行っているところです。

まだ依然としてコロナ禍という状況ではありますが、昨日のウイングベイ小樽で出張相談会を開催するなどして、アウトリーチに向けての取組を少しずつ進めているところです。

潜在的な支援対象者ですとか、その周囲にいる御家族、または地域の方々など、そういった皆様へこういった相

談窓口があるということをもまず認識していただけることが重要であるというふうに考えておりますので、様々な形で周知に取り組みまして、直接的または間接的に支援に結びつく機会へつなげていけるように取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、支援につながった後のことを少しお聞きしますが、つながった後の課題として、社会との隔たりを乗り越えていかに地域とつながるかということがあると思います。伴走しながら社会参加を支援するという仕組みについて、本市の現状の施策に加えて、将来的な展望も含めてお聞かせいただきたいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

支援につながった後の継続した支援の形につきましては、私どもでやっております生活困窮者自立支援制度をはじめとしまして、各制度を所管する担当において、それぞれの制度に基づき支援の対象となる方々のニーズを確認しながら、必要な支援、寄り添った支援を実施しているところです。

今後につきましては、各支援制度を引き続き適切に実施することはもちろんですけれども、先ほども少し述べましたが、潜在的な支援対象者に必要な支援が届くよう、相談窓口や制度の周知、アウトリーチの実施などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では、この質問の最後に、改めてお願いをさせていただきたいと思うのですが、この重層的支援体制整備事業を、できるだけ早い段階で進めてほしいと思うのですけれども、意気込みを聞かせていただきたいと思います。というのも、やはり、複雑化するこの社会課題を解決するためにも、本市にも、今も一生懸命取り組んでいただいていますけれども、なお一層の取組を推進していただきたいと思うものですから、最後に御意見をお聞かせいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○福祉保険部長

重層的支援体制整備事業の早い段階での取組に対する意気込みということでございますけれども、この事業の中核の一つに、包括的相談支援体制の構築というものがございます。

その一歩目が、昨年度組織再編によって福祉総合相談室を設置したというところでございますが、この福祉総合相談室の在り方につきましては、まだまだ改善する余地があるのかというふうに感じておりまして、福祉総合相談室を中心とした庁内の相談窓口の設置や連携ですとか、今後も検証を続け、よりよい形に改善していくことが必要だなというふうに考えております。

また、事業の内容につきましては、現時点ではまだ詳細を説明できず申し訳ないのですけれども、支援会議の設置など、検討するに当たっては庁内外の関係機関との連携が欠かせないものとなっておりますので、丁寧に説明し御協力を得られるよう、関係機関や関係部署と協議、調整、連携を図りながら、まだ具体的に時期をお示しすることはできませんけれども、なるべく早く実施できるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時31分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
共産党に移します。

○丸山委員

◎千歳市22歳女性赤ちゃん遺棄事件について

まず、千歳市の赤ちゃん遺棄事件についてお聞きしたいのですが、JR千歳駅に赤ちゃんの遺体を遺棄したとして6月11日に女性が逮捕されました。女性は22歳で、住所不定無職、先月31日頃生後間もない赤ちゃんの遺体を駅のコインロッカーに入れたと供述していると。東北の出身で、数か月前に東北地方から北海道に来ていて、札幌市内のホテルやネットカフェを転々としていたと言っているようです。赤ちゃんをホテルで産んだというふうに話をしていると。遺棄された赤ちゃんについては、9か月から10か月母体のおなかの中で過ごしていたと見られているようで、通常の妊娠期間を経て生まれたと思われます。そういったことを見ると、数か月間、札幌市内のホテルやネットカフェを程度にもよりますけれども大きなおなかを抱えて転々としていた間に、いずれかの相談窓口につながることであれば、少なくともこの女性は犯罪者となることはなかったはずですし、赤ちゃんの命を救えたのではないかと思います。市民の困り事を受け付ける相談窓口というのはたくさん用意されています。ただ、当事者がアクセスしないとつながることができないということなのです。

小樽市内なのですが、DVに関する相談窓口を案内するカードを、女性トイレの中でよく見るのですが、これいろいろなところに置いてありますけれども、改めて市内のこういった場所に何か所置いているのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

DVに関する相談窓口を案内するカードは、女性用と男性用があります。配置場所については、女性用は市の施設、市内の商業施設と病院、JRの駅的女子トイレで、施設数は55か所、トイレの数は101か所になります。男性用は、市の施設、市内の商業施設とJRの駅の男性トイレに配置しており、施設数は21か所、トイレの数は30か所になります。

○丸山委員

そのほかに、今回の事件の方は妊娠中だったということで、妊娠中の女性に関連する相談窓口で、同様に市民の目につく方法で周知しているものがあればお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

妊娠期から子育て期における相談につきましては、こども家庭課に設置しております子育て世代包括支援センターが相談窓口となり対応しております。これまで広報おたるやFMおたるにおいて適宜紹介させていただいたほか、市のホームページ、子育てガイドブックへの掲載やチラシを作成いたしまして、市役所窓口等で転入された方や、母子健康手帳を交付する際に配布しているほか、市内の産科病院、ハローワーク、子育て支援センターや図書館、児童館、保育所などで配布しております。

○丸山委員

今のお答えだと、今回事件で困っていた女性がアクセスする可能性というのはかなり低くなるのではないかと危惧をするところです。ただ、そのDVに関する相談窓口についてのカードは、女性用が施設に55か所で101か所のお手洗いに置いてあるということで、商業施設、JRのトイレにもあるということなので、ここに、もしつながったとすれば、何らかの対応、制度が使えたのではないかとも思うところではあります。

例えば、こうした当面、住む場所がない、あるいは経済的に困窮していたかもしれません。そして、家族には頼れない事情等があるという場合に使える可能性がある制度についてお聞かせいただきたいのですが、その際、市内

に住所があるケースと市内には住所がない今回の事件みたいなケースで、対応などで何か違いがあるのかどうか、あればそのことも併せてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

当面住むところがない方、また経済的に困窮している方は、相談に来られる先としましては生活困窮相談の窓口、もしくは生活保護の窓口にご相談することが考えられます。生活困窮の相談につきましては、原則、市内に住所を有する方、いわゆる住民の方を対象に福祉総合相談室「たるさぼ」で相談を受け付けておりますが、今回御質問にあったような例につきましては、仮に相談に来られた場合、住所の有無にかかわらず、まず生活状況等をお伺いしながら当面の生計維持が困難な状況であるということが分かりましたら、生活保護の相談について助言させていただくことになろうかと思えます。

生活保護につきましては、こちらは住民登録の有無にかかわらず、現在地での保護として住所のない方への対応も定められているところなので、こちらで相談を聞きながら対応することになろうかと思えます。

○丸山委員

それと、今のお答えだと、つながることができれば、たとえ住民でなくても生活保護の窓口でお話を聞くことができ、ケースによってはその利用もできるということだと思えます。この方の場合は妊婦だったので、経済的困窮の状態にある場合に出産に当たって利用できる制度をお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

経済的困窮の状態にある場合に出産に当たって利用できる制度としましては、入院助産制度という制度がございます。こちらの制度なのですが、経済的な理由によって出産費用を負担することが困難な場合に、一部の自己負担金を除いて市で出産費用を負担するという制度になっております。こちら市内の分娩施設2施設で対応が可能になっておりまして、制度の利用の対象の方は生活保護を受給されている方、または市民税が非課税の世帯の方というふうになっております。

○丸山委員

そして、そういった制度を利用して出産した後、本人が事情によって子供を育てられないということになった場合は、どのような対応が考えられるのかお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

一般的に、保護者により子の養育が困難とされる場合につきましては、まずこども家庭課や警察、いろいろなどころから相談、通報等がありまして、そういった場合、児童相談所へつなぐこととなります。当然、児童相談所に直接通報される場合もございます。その際、児童相談所にて児童の心身の状態等を把握した後、子供の最善の利益となるよう、施設入所や里親委託などの措置による支援が行われるものと把握してございます。

○丸山委員

そうすると、今回、千歳駅のロッカーに出産間もない乳児が亡くなって遺棄された事件ですが、数か月前に札幌市にいたということで、いずれかのタイミングで何らかの相談窓口につながっていれば、今ある制度の活用で少なくとも赤ちゃんの命を救い、そして母親も犯罪者とならずに済んだのではないかと考えています。

仮に、小樽市でDVの相談窓口につながるだとかというふうにできればと本当に思うのですが、ただ、妊婦が困っていた場合の相談先の周知、アウトリーチと言ってもいいのですが、それが少し弱いかと私は今回、質問して思ったところなのです。

この事件を受けて、北海道では15日に緊急連絡会議を開いて文書を送付したと新聞報道がありました。この文書を受けて、小樽市としては今後どのような対応を考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○（こども未来）こども福祉課長

令和4年6月15日付で、北海道より悩み等を抱える妊婦や支援を要する子育て世帯への支援についてという依頼

通知を受理してございます。本通知において、地域における各関係機関の連携体制の確認、それから要支援世帯等の最近の状況の再確認、また、要保護児童対策地域協議会の活動の点検等について依頼されてきております。

本市におきましても、これまで母子健康手帳交付時の面接や保健師による妊産婦への訪問等により、支援が必要な家庭への相談や対応を行ってきたところでございます。

本通知を受けまして、支援が必要な方のニーズを見逃さないように、各関係機関との連携体制や支援状況について改めて確認を行うとともに、相談窓口となる子育て世代包括支援センター「にこにこ」の利用が促進されますよう、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○丸山委員

こうした事件は毎年何件か見かけると思うのです。若い女性が妊娠して、その妊娠期間を安心して過ごせない、出産した後に困窮する、こういったことが解消されないままずっときているということは、もっと解決に向かって動いていかなければいけないのではないかと問題意識から今回聞いているのですけれども、本人に何かを要求するのは、本当は筋違いなのですが、周りの社会があまりにも冷たいということも大きな課題だと思っていて、ただ具体的に、では何をすることなのかということなのですけれども、相談窓口の案内について、今回の方は札幌市内のネットカフェやホテルを転々としていたということで、相談窓口の周知について公共施設などに掲示をするだけでは、これは本当に必要な人に届かないと思うのです。

それで、商業施設、JR駅のトイレにもあるというふうにはおっしゃっていましたがけれども、例えばコンビニのお手洗いとか、スーパーマーケットなどのお手洗いにステッカーだとかチラシ、大きなものでなくていいと思うのです、今何でもQRコードをつけて、そこにアクセスをして情報を得てくださいというのが本当に一般的になっていますので、大きなポスターを貼れということではなくて、そうしたステッカーなどでもいいので、持ち帰らなくてもいいので、そういった形での周知を検討するというお考えがないかどうか、最後にお聞かせいただけますか。

○（こども未来）こども家庭課長

妊娠期または出産後の悩みを相談して必要な支援とつながることについては、出産や育児における母子の健康にとって大変重要であることから、妊婦本人が相談しやすい、もしくは本人の変化に気づきやすい身近な方に相談窓口について知ってもらって、本人と相談窓口をつなぐきっかけとなっただけのように、子育て世代包括支援センター「にこにこ」について市の公共施設においてチラシを配布する等のほか、やはり市民の目に届きやすい、目につきやすい市内の商業施設等における周知についても今後検討していきたいと考えております。

○丸山委員

よろしくお願いたします。

◎男性用サニタリーボックスの設置について

次の質問に移ります。

男性用のお手洗いにサニタリーボックスを置いてほしいという要望を受けて、今、埼玉県辺りでサニタリーボックスの設置が広がっているようなのです。5月20日にNHKでこの件について取り上げている中で、前立腺がんの治療後に尿パッドを使うようになったけれども、外出先で交換した後捨てる場所がなくて持ち帰るしかなく困っていると。まず、がんの部位別罹患数について、前立腺がんはどのくらいの順位なのか。また、前立腺がんの5年生存率も併せてお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

保健所に確認したところ、国立がん研究センターで公表しているがん統計の2019年データによりますと、全国における前立腺がんの罹患数の順位は、男性の第1位、男女合わせると第5位となっております。また、前立腺がんの5年生存率は99.1%となっているということです。

○丸山委員

男性の部位別の罹患数が前立腺がんが1位だと。これに膀胱がんもそういった後遺症が残るということで、これも加わると思うのです。あとは前立腺肥大であっても尿漏れで悩んでいる方がいらっしゃるらしいです。そして、前立腺がんの場合、5年生存率が99%ということなので、皆さん治療をしてまた社会生活に復帰しているということなのです。埼玉県さいたま市や八潮市、深谷市、佐賀県などで公共施設の男子トイレの個室にサンタリーボックスを置いているところが広がっている。たまたまヒットしたのですけれども、ヤマダ電機は7月1日から順次導入して年内に全店舗に広げると、ゆっくりお買物をしてくださいというふうにホームページに載っていました。

小樽市の場合、男子トイレの個室にサンタリーボックスを置いてほしいという意見が上がってきたことがあるのかどうか、お聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

生活環境部の所管の施設で申し上げますと、これまで利用者から指定管理者に対して要望があったという報告はありません。また、市が直接要望を受けたこともございません。

○丸山委員

ただ、私の知り合いにたまたま前立腺がんの治療をされた方がいて、ちょうどこの冬の間、長時間の外出ができないと。改めて聞いたら1時間半ぐらいしか外を回れないのだということで、その期間いろいろ不便だったみたいなのです。最近はややく少し回復はしてきたけれども、意図していないときにやはり漏れてしまうことがあるということで尿パッドを使っているということなのです。それで、そもそもトイレの中にそういうものがないということで、その発想がないということと、あっても言い出しにくいということも考えられるのではないかと。そのお話を聞いた方も、サンタリーボックスがあればそれは助かるとおっしゃっていました。NHKの番組内では、紙おむつの使用人口2020年の推計ですけれども、大人用が377万人、子供用が342万人ということで、既に大人用が子供用オムツの利用者を超えているということでした。

それから、5月26日の東京新聞で、一般社団法人日本トイレ協会というのがあるそうですが、今年2月に行った調査では、パッドを使っている男性の40人中25人がサンタリーボックスがなくて困ったというふうに言っているということで、需要はあるのだろうと思うのです。小樽市でも実験的にでもいいので、一部の施設でサンタリーボックスを男子トイレの個室に表示もして置いてほしいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

仮に、本市で実験的にどこかの施設に置くとした場合なのですけれども、設置するエリア、利用できる曜日、例えば土日祝日も含めた曜日、それと時間帯、多目的トイレ等で新たにボックスを置くことができるスペースがあって対応が可能なトイレがあるかなどによって、候補となる施設がある程度絞られてくるかとは思いますが、ボックスを導入する際の課題も含めて、既に導入している他都市についても調査していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

ぜひ、実験的にでもしていただけたらいいのではないかと。私も知人が困っていたというのを思い出しまして置いていただけたらと思いますので検討してください。

○丸山委員

◎ファミリーシップ制度の導入について

次に、ファミリーシップ制度の導入についてお聞きしたいと思います。

月曜日の予算特別委員会の日本共産党、高野委員の質問で、小樽市でもパートナーシップ制度の導入を検討するという答弁がありました。この制度については、市民一人一人の権利を守る、例えば性的少数者であってもその権

利を守るという立場で大切な取組であると思っております、これは大変歓迎しております。

それで、2015年11月5日に渋谷区と世田谷区で日本で初めての同性に対するパートナーシップ制度が誕生して以来、導入する動きは全国に広がっています。みんなのパートナーシップ制度というところがありまして、そのホームページを見ますと、導入自治体数は既に218になっています。人口カバー率としては52.6%にまで広がっているということです。

それで、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に性的少数者カップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度というふうに書かれておりましたけれども、パートナーシップ制度の導入については、自治体の要綱で行う場合と条例として行う場合があるようなのですけれども、その違いについてお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

条例は、市民に義務を課し、または権利を制限する場合に制定する必要がありますが、多くの自治体では、パートナーシップ制度は市民に義務を課す形ではない制度とし、行政の判断で策定できる要綱を根拠規定としております。要綱で定めている場合は、提出書類として住所が確認できる書類、配偶者がいないことが確認できる書類、本人確認書類などが必要ですが、条例で定めている自治体では、そのほかにパートナーの関係性について公正証書の提出を求めているケースがあります。

○丸山委員

そして、パートナーシップ制度を利用できるようになりますと、受けられるメリットとしてはどんなものがあるのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度を受けたことにより利用できるサービスとして、他市の例では、市立病院等での面会や手術の同意などの機会が得られたり、市営住宅への入居が認められている例があります。

また、民間事業者では、携帯電話の家族割の利用やクレジットカードの家族カードの作成、住宅ローンの契約、生命保険金の受け取りなどがあります。

○丸山委員

法的なメリットが制限されるとは言いながら、しかし、パートナーシップ制度が利用できれば、いろいろなことが認められることもあるということで、ぜひ早期に導入ができればと思うのですけれども、性的少数者を制度利用の対象として想定して広がってきた制度だと思っています。ただ、最近は、性的少数者の利用にはとどまらず、婚姻によって夫婦いずれかの姓を選ぶことを選択しない、いわゆる事実婚のカップルがこの制度を利用するケースも出てきているようです。こうなると、異性同士のパートナーシップ制度の利用ということになります。

あと、こうしたケースを含めて、子供がいる場合が当然想定されますが、それについてはファミリーシップ制度という名前前で、これが既に2021年1月に兵庫県明石市で全国で初めて導入されていると。同年の12月には全国11の自治体に広がったということで、今、まだ広がっているのかも分かりませんが、明石市ではパートナーシップ制度を利用する際に、その2人のほかに家族として暮らしている、これは未成年の子供となっていました。子供がいる場合には、子供を含む家族の関係を併せて証明するというようなのです。子供を含むファミリーシップ制度とすることで、先ほど上げていただいたメリットに加えて、何か別のメリットがあるのかどうかということについてお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

ファミリーシップ制度を導入している自治体の例では、先ほどの例に加えて、保育所などの申込みなどもできるようになっていたり、市営住宅などには子供も含む家族として入居することが認められるようになっている例があります。

○丸山委員

保育所の送迎などが、ふだん行っている父や母ではなくて、祖父や祖母に頼むときは前もって保育所に届けてというようなこともあって結構気を遣っているところだと思うんですね。なので、パートナーシップ制度でもできるのでしょうか、それをやはり家族として、子供も一緒に認めるよということで取り組まれていくというのは、これはぜひ促進して行ってほしいと思っています。本市でも今後パートナーシップ制度の導入を検討していくということですから、子供がいるケースも当然あると思われれます。ファミリーシップ制度の導入もこれは併せて検討していただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

今後、パートナーシップ制度導入の検討に当たり、制度の内容についても検討していくこととなりますが、根拠規定や証明方法、制度の適用範囲など、どのような内容がいいのか、先行導入の自治体の例や市民の方々、関係者の方々の意見などを聞きながら進めていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎敷地内薬局設置に係る進捗状況について

まず、先ほど報告がありました敷地内薬局についてです。

先ほどの報告では、これから契約を結ぶのだというお話でしたので、先ほどの答弁と若干かぶるかもしれませんが確認をさせてほしいと思えます。まずは、契約のめどはいつ頃なのかお聞かせください。

○（病院）事務課長

定期借地権設定の契約につきましては、今月中ということ考えております。

○高橋（克幸）委員

定期借地権は、私の記憶だと上限50年となっていたかと思うのですが、今回の期間はいつまででしょうか。

○（病院）事務課長

今回の契約期間としましては20年ということ考えております。

○高橋（克幸）委員

それで気になっている点が、以前頂いた資料では今後のスケジュールが、4月から着工予定となっておりました。もう既に6月下旬ですので2か月以上もずれているとは思いますが、実際にプロポーザルのときに基本設計は示されていると思えますので、実際に契約までに実施設計ができているものなのか、これからつくるものなのかというのをお聞かせください。

○（病院）事務課長

実施設計につきましては、これまで当院との間で、詳細の部分について調整しておりまして、あちらからは6月24日には完了予定ということ聞いておりまして、その内容については来週説明を受ける予定となっております。

○高橋（克幸）委員

そうすると、建物を建てる場合には法的に進めるものとして、建物の確認申請を行わなければならないわけですが、これについてはどのようになっておりますか。

○（病院）事務課長

具体的な日付については確認しておりませんが、既に民間の建築確認検査機関に提出しているということで聞いております。

○高橋（克幸）委員

確認申請には大体2週間から3週間かかると言われておりますけれども、いつ提出されたかは分かりませんが、いつ頃この確認申請が下りるかというのは分かっておりますか。

○（病院）事務課長

すみません、そちらのいつ下りるかについても確認は取れておりません。

○高橋（克幸）委員

なぜこういう質問をするかと言うと、いつから実際に着工できるのだという、それが知りたいがためにこういう質問をしております。現在の予定として、あそこの駐車場を壊して建て直すということになるかと思っておりますけれども、実際にこの薬局の工事がスタートするのは7月なのか、8月なのか、そのめどというのは立っていますか。

○（病院）事務課長

現在は身体障害者用駐車場につきましては、7月から8月に取壊しを行うということで考えております。その後、そちらの建物の建築に着手していくということで、早ければ8月中、遅くても9月には取りかかれるものと考えております。

○高橋（克幸）委員

そうすると、当初の予定のスケジュールでいう年度内の完工というのは、これは実現できるのかどうかというのはどうですか。

○（病院）事務課長

現在のところ、業者とも年度内完工を予定していることで確認しておりますけれども、アイアンショックなどの影響により完工が遅れることが懸念材料にはなっております。

○高橋（克幸）委員

建設業界もやはりウッドショックだとか、いろいろな機器のICチップ、半導体が入らないということで、ボイラーだとかトイレだとか、ものすごく期限が遅れているというのは伺っていますので、十分打合せをして工期を決めていただきたいと思っております。詳細については、また随時お知らせしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

◎旧ごみ焼却場の解体について

次に、先ほど報告がありました旧ごみ焼却場について何点か伺います。

先ほどの説明では少しラフなので、もう少し具体的に確認をしたいのですが、まずこの平面図の、先ほど図面ではスケールが載っていなかったのが10メートル区画というお話がありました。そもそもなぜこの10メートル区画で切っているのか、その理由をお聞かせください。

○（生活環境）次長

この汚染状況調査の図でお示しました10メートル区画については、環境省で土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインというのを発行しておりますので、この中でいろいろな調査方法について定められています。その中で、こういった有害物質の調査をする際には、10メートルで区画を切って調査を下さいという旨が記載をされているところでございます。

○高橋（克幸）委員

法で決まっているということですね。

それで、この図で示されたこの10メートル角のマス目、カラーリングされていますけれども、これは三つ目の調

査の土壤汚染状況調査の図面ということでいいのでしょうか。

○（生活環境）次長

鉛が出た場所が今回判明したのは3回目といたしますか、直近で行っております土壤汚染状況調査の中で具体的な場所が判明したと。最初に、鉛があることが検出をされたのが令和2年度に行った調査で基準値を超える鉛があることが分かりましたけれども、その中でいろいろ北海道から指導を受けながら手続を進めて、令和3年10月に行った調査でここが判明したというような経過でございます。

○高橋（克幸）委員

先ほども聞きましたけれども、この図面は土壤汚染状況調査の図面でいいのですね。

それで、先ほどの報告のその前に、令和3年4月に地歴調査とダイオキシン類調査、二つやっているということでしたけれども、ではこの敷地内でどこの箇所、この二つの調査をやったのかというのはこの図面には示されていないですね。それをお聞かせください。

○（生活環境）次長

令和3年4月に地歴調査とダイオキシン類調査を行っておりますが、その位置については今回の資料の中には示しておりませんので、あくまでこの図面は汚染状況調査で得られた結果ということになります。

○高橋（克幸）委員

調査結果が環境基準以下だから、載せる必要はないだろうという判断なのかと理解をします。

それで、この図面がカラーリングされているわけですが、赤と緑ということなのですが、実際にこの赤と緑の意味合いをどう考えるかというのが少し分からないのですが、これについては解体時にどういう影響がそれぞれ出てくるのか、意味合いを聞かせてほしいと思います。

○（生活環境）次長

まずは、この図面の赤色と緑色の部分については、これが色のついているところは鉛が検出をされたという形になりますが、資料の中でも記載をしておりますけれども、土壤に関しては土壤溶出量基準と土壤含有量基準の二つの基準がございまして、赤色につきましては鉛が含有している、土壤含有量基準に不適合、なおかつ、土壤溶出量というもう一つの基準にも不適合だった、両方の基準が不適合だったらこの赤色になります。緑色につきましては、土壤含有量基準が不適合であったということで、要は赤のほうが鉛が含まれていて、なおかつ流れ出しやすい区域というような形になります。

それから、解体工事に向けてということですが、この土壤汚染状況調査では、まず鉛がどこにあるのかとあったところが分かりました。もう一つ、お配りした資料の中で言いますと、2枚目に令和4年8月頃ということで実施計画業務、これは今回の補正予算で計上させていただいている事業になりますが、この中で地下水位等を調査する形になります。先ほど言ったどこに鉛があるかといった部分と、あと地下水位、こういったデータを元に解体工事をどういう手順で行っていくのかということが、これから決まってくるという形になりますので、現段階においてその施工方法がどうなるかというのは、まだ決まっていないという状況になってございます。

○高橋（克幸）委員

それで、今後の予定でも先ほど説明がありましたが、区域の指定の申請を北海道にしているということでありました。要措置区域と形質変更時要届出区域と2種類あるわけですね。今、北海道に申請をしているということなので、これはいつ頃に結果が出てくるのかお聞かせください。

○（生活環境）次長

この区域指定の申請につきましては、先週申請をしたところでございます。事前の北海道の担当とのお話では、結果が出るまで1か月程度かかるといったところを確認をしているところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうですか、1か月かかるのですね。

それで気になっているのが、この①の要措置区域になった場合なのですけれども、資料を見ますと、汚染除去措置が必要な区域に指定された場合は、これはどういうふうな措置をしなければならないのですか。

○（生活環境）次長

この要措置区域に指定をされますと、その有害物質の摂取経路があって健康被害のおそれがあるということになりますので、この資料には汚染除去措置が必要な区域という形で書かせていただいておりますけれども、汚染土壌を全て取り除くことが必要になるという形です。2番の形質変更時要届出区域については、鉛はそこには存在するのだけれども健康被害のおそれがないということなので、形質変更、掘削をするときに届出をしてくださいという区域になるのですけれども、1番についてはそういった除去措置が必要になるということで、より厳しい区域という形になります。

○高橋（克幸）委員

ということは、この①の要措置区域に指定されると、事業費が相当変わってくるということになりますね。

実際にこの申請の結果が出て、なおかつこの令和4年8月に、先ほど言っていた地下水のボーリング調査をやるということなので、最終的には、①②いずれになってもボーリング調査をして地下水の調査をしなければならないということだと思います。

○（生活環境）次長

今、解体に向けては北海道と協議をしながら、鉛が出たことによってどういった手続が必要かというのを打合せをしながら進めているところでございます。

区域指定については結果はこれからなのですけれども、今ここにお示しをした令和4年8月の実施計画業務については、これまでの打合せの経過から、形質変更時要届出区域を想定した業務内容という形にしておりますので、これは結果、要措置区域となった場合については、汚染除去措置をどうやって行っていくのかというのがまず必要になってきますので、少しスケジュール的にはかなり変わってくることになるかと思っております。

○高橋（克幸）委員

前提は②だということなのですね。

それで図面に少し戻りますけれども、実際に解体する建物というのは、この薄く線を引いてあるのが建物の位置ということだと思いますので、これ見づらいけれど。

○（生活環境）次長

大変見づらくて申し訳ないのですけれども、委員がおっしゃったとおり、真ん中のほうに四角く線を描いたのが現在の焼却場の建物の位置という形になります。

○高橋（克幸）委員

それで、疑問なのが、例えばこの図面の下のほうになるのですけれども、建物を解体する、先ほど地下水の影響があるかもしれないと言っていたので、地下水の影響を考えた場合のことで想定しますと、シートファイルなどでずっと遮断するという方法があると思うのですけれども、ではそれをどこの位置に決めるのかというのが非常に難しいと思うのですけれども、これだと一番下までグリーンが出ているわけですね。なので、ここの部分も何か処理しなければならないのかどうかというのが少し分からないので、その辺をお聞かせください。

○（生活環境）次長

まず、先ほども少し御答弁しましたけれども、その解体施工方法がまだ決まっていないということが前提になりますけれども、まず補正予算で上げているボーリング調査については、地下水位を観測するというのが調査業務の一つとなっております。4か所ボーリングをするのですけれども、地下水位が分かった際に、建物の撤去をする

のにそれなりの深さを掘削をしなくてはならないと。その掘削をする深さより浅い位置に地下水位があった場合については、遮水壁等で地下水が流れ出さない措置が必要になるという形になりますので、その地下水位がどこを走っているかということによっても、どういった対策をしなければならないのかといった部分も分かってきますので、この8月頃に行うボーリング調査の結果を見てみると、どういう手順で進めていけばいいのかといった部分についてはまだ分からないという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

具体的なその計画ができないと、その辺もなかなか答弁しづらいということですよ。

あと、この点の最後にスケジュールを確認したいのですが、現在、道の結果を得て、それでボーリング調査が終わった段階で、年度内にこの資料にあります解体工事実施計画と発注仕様書ができるのかというふうにこの文章からは読み取れるのですが、それでいいのでしょうか。

○（生活環境）次長

もちろん議決をいただいてというのが条件にありますけれども、8月の実施計画業務は、まず区域指定を受けるというのが大前提となりまして、先ほど言ったとおり1か月ぐらいかかるということですので、7月の中旬ぐらいにはその結果が出るのかと思います。その結果によって、お示しした資料のとおりで進めるのか、また、別を考えなければならないのかといった部分もございますけれども、仮にこのお示しをしたスケジュールどおり進んだ場合、8月頃からこの実施計画業務を始めた場合は、今年度中にこの解体工事実施計画と発注仕様書については作成をする予定で進めることとしております。

○高橋（克幸）委員

あくまでも予定ですから確認をさせていただきましたけれども、順調にいけば来年度から解体できるということだと思います。いずれにしても、また第3回定例会でも報告いただければ確認をさせていただきたいと思います。

◎地域再エネ導入戦略策定事業について

次に、地域再エネの環境省の補助メニューがありました。これは第1回定例会の代表質問の中で質問させていただきましたけれども、地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援ということで、環境省で国の補助メニューということであったわけですが、まず、この事業の目的を簡単に結構ですでお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のメニューの一つということになりますが、これは2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援といった事業でございます。

事業の内容としましては、2050年を見据えまして、どの再エネをどのくらいどのように導入し、有効活用を図るかにつきまして、将来ビジョン、再エネ導入目標、脱炭素シナリオ、そういったものを検討しまして、再エネ導入の方向性、基本方針こういったものを策定するものでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、この環境省のペーパーの中で、なかなか理解しづらいのがあったのですが、何か所も地域全体で合意された目標だとか、エリア設定に関わる合意形成だとか、合意という言葉が何回も出てくるわけです。この合意の意味はどういうふうに捉えたらいいのかというのが私の中でつかめていないのですけれども、分かったらお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

補助メニューの中で合意形成という言葉が載っておりますが、これは例えば市役所だけの委員会でこの計画をつくるということではなくて、市民の方からの意見を聞くということで、具体的に考えてございますのは、環境審議会を開く、あと、これに関係するような団体にもお声かけさせていただいて、それは複数回開いて、その中で意見をいただいて、それを基に計画、目標値をつくっていきたいという認識でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、この環境省の補助メニューの補助率と、それから補助を活用できる期間をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

補助率につきましては、事業費の4分の3でございます。補助の実施期間につきましては、令和5年2月末という予定になっております。

○高橋（克幸）委員

これはあくまでも、延びてもというか、期間としては令和5年度までに全部終了しなければまずいですよということではないのですか。

○（生活環境）環境課長

今、応募をしているのが国の令和4年度の予算の募集でございます。今これにつきましては募集要項が出ておりました、これらの補助事業の実施期間が令和5年2月末が期限ということになっておりますので、そこが期限ということでご考えてございます。

○高橋（克幸）委員

それで、当初予算に1,000万円の予算が計上されていたということで、第1回定例会での御答弁では、予算の内訳として委託料980万円ということでありました。実際に事業を委託するわけですけれども、たしか答弁は公募型プロポーザル方式で行うということでありましたけれども、これからのスケジュールをどういうふうにご考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）環境課長

第1回定例会におけます市長答弁におきましては、国の補助採択後8月頃に業者選定ということで御答弁させていただいております。

ただ、この業者選定は、先ほど申し上げました公募型プロポーザルという形で予定しておりますが、これにつきましては補助の採択前に実施することができるというふうになりますので、できれば少し早めたいというふうにご考えておまして、6月にもう既に業者選定の手続きを始めさせていただいております。7月中には業者選定を決定できる見込みでございます。ですので、補助が正式に決定した後は、なるべく速やかに契約して、事業に着手して、そして来年の2月末までに終えたいというふうにご考えてございます。

○高橋（克幸）委員

業者選定を7月に終えるというお話でしたけれども、この業者については公募型ですから、当然それぞれ手を挙げていただいた中で基準を持って選んだということではないのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

公募型プロポーザルの中で幾つか選定項目がございます。当然金額もありますけれども、その実績だとか、そういったものを幾つかの項目、点数つけまして、一番高いところ1者を選定させていただきたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

それでは、それ以降にその結果、内容について委員会に示されるということではないのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

そのところ考えていなかったのですが、第3回定例会で結果等は報告させていただければと思います。

○高橋（克幸）委員

プロポーザル方式は特にそうなのですが、どこの事業者がどういうふうにして応募したのかというのはすごく大事で、先ほど病院の敷地内薬局も、最終的には業者名と点数を私どもも聞かせていただきましたけれども、中身については公表できないというお話でしたので、それはそれで理解しますけれども、どういう基準で市として選んだのかというのは、やはりきちんと示してもらったほうがブラックボックスになりづらいので、それはぜひお

願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）環境課長

考えていなかったところは正直なところだったのですが、第3回定例会のときに業者選定のその辺の中身をお知らせできる内容のところは報告したいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

ぜひお願いします。

次の質問に行きますけれども、本年2月に出されました第4次小樽市温暖化対策推進実行計画、いよいよ第4次まできたのだと思うのですが、それで、基本的に小樽市温暖化対策推進実行計画の第1次から第3次までには、要は自治体として内部でどういうふうに進めたかという、そういうのを一通り総括も含めて拝見させていただきました。私は結構頑張っているのだなと思いましたので評価したいと思います。

気になるのが、自治体として、第4次で何をやるのかというところがなかなか難しいのだろうと思わずと読ませていただきました。市の施設の省エネ化だとか、再生可能エネルギーの導入だとか、移動における二酸化炭素の削減だとか、こういうのが大きな柱になるのだろうと思うのですが、率直な感想として、自治体として、市として、今まで頑張った内容で、できることはもうほとんどやってしまったのではないかと。継続するのは別なのだけれども、一定程度の成果を上げてやり尽くしたのではないのかと思っているわけですが、例えば、市の施設の省エネ化とかというのは、これはどういうふうに進めていこうかというのはありますか。

○（生活環境）環境課長

ただいま、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の実施に向けてなのですが、当然こちらでは市有施設の省エネ化ということで、できることの項目は述べさせてもらっております。実際にこれを進めるために、令和4年度の予算に載せさせてもらっているのですが、一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断を活用した形で、市有施設の効率的な省エネ対策だとか、例えば空調機の清掃をすると、お金をかけなくても効果が上がります。もしくは、給湯器だとか暖房のインバータ化をすると、数年で回収できるだとか、LEDについても費用対効果を示される。それが専門家の目で示される予定でございます。

当然、委員のおっしゃっているとおり、これまでの取組は継続しますが、省エネ最適化診断を実施していく中でまたやれることは何かあるかというのを、今年度見つけ出したいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

いずれにしてもこれは議論に入ったばかりなので、これからということではできないものですから、また違う機会にいろいろ勉強させていただきながら質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時36分

再開 午後4時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○山田委員

自由民主党を代表して、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について不採択を主張し、討論をい

たします。

本年策定された小樽市総合体育館長寿命化計画では、本市総合体育館を旧緑小学校跡地での建て替えによる再整備を検討する旨、記載されております。そして、これを基に基本構想に着手している現在、市の方針は明確になったものと理解しております。これまでの議会議論において、我が党は本市総合体育館を旧緑小学校跡地での建て替えを求めてきました。しかし、様々な可能性を含めて現状を判断するため、本陳情を継続審査としてまいりましたが、方針が明確化した今、本陳情をこれ以上、検討する余地はないものと考えます。今後は我が党の主張してきた体育館の旧緑小学校跡地への早期建設が実現することを願います。

よって、陳情第7号を不採択とすることを求めて、各党派、委員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第5号及び議案第6号については可決、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1及び陳情第28号については採択、陳情第7号は不採択を求めます。

陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてに関して討論いたします。

事業は小樽市及び余市町にまたがる毛無山において、1基4,300キロワット、高さ約180メートルの風力発電を最大27基設置するというもので、総出力11万6,000キロワットと大変大規模な風力発電計画です。陳情は、市は事業者に対して計画に当たっては住民生活に最大限の配慮をし、十分に影響低減に努めるよう求めること。地域住民に広く周知し、対話、説明の機会を求めること。しかし、そのようにしても十分な影響低減がなされず大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、市は業者に対し計画を進めるべきではないことを提言することを要望しています。

私は5月8日、陳情者らによって企画された塩谷丸山登山に参加しました。年間1万人を超える登山者がいるというだけあって、山道の脇に咲く花を見ながら2時間半ほどかかって到着した山頂は、海と山が望める素晴らしい景色と吹き抜ける風で大変爽快でした。山頂での時間は巨大風車建設予定となる場所を実際にこの目で見るという登山の目的を忘れてしまいそうなほど楽しい時間でした。この山頂から羊蹄山を望むその途中に巨大風力発電が建設されてしまえば、手つかずの山林や自然のままの眺望は破壊されてしまいます。

5月28日、小樽市民センターマリホールで行われた事業者説明会では、参加者の質問に対し、風車の基部となるコンクリート構造物の大きさについて、高さ5メートル、幅約20メートルとの説明がありました。これを埋設するわけですが、地盤の状況によってはその下にさらに何メートルものくいを打つ可能性もあるという説明でした。このような巨大なコンクリートの塊を27基分も手つかずの森林を切り開き、山を掘削し設置することになれば、多大な自然破壊になると考えます。陳情者が要望するように、住民の理解と合意が得られない場合、計画を進めるべきではないと考えることから、陳情第28号の採択を求めます。

以上、各委員の賛同をお願いし、討論いたします。

○高橋（龍）委員

立憲・市民連合を代表し、陳情第7号に対し、不採択の立場で討論いたします。

本陳情は、小樽市民会館を旧緑小学校跡地に移転するよう求めるものであります。我々が反対する理由について簡潔に申し上げます。

旧緑小学校跡地は、小樽市総合体育館長寿命化計画において新総合体育館の建設用地となっており、加えて、公共施設長寿命化計画においては、市民会館は第1期で改修、第2期で建て替えの予定。つまり、市が示した計画と本陳情の求めるものは方向性を違える形となりました。旧緑小学校跡地の利用に関して市と考え方を同じくする立憲・市民連合といたしましては、本陳情を採択することはできないという判断に至り、不採択の態度を取るものであります。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について不採択の立場で討論を行います。

これまで、この陳情につきましては、継続審査を主張してまいりましたが、本年3月、小樽市教育委員会より小樽市総合体育館長寿命化計画が正式に策定され、議会の中で公共施設の再編に関する調査特別委員会に提出をされました。この計画の中で、建て替え場所について次のように記載をされております。

「新総合体育館の建設場所は、新たに土地を取得する必要がないこと、建替えにより使用できない期間がないこと、中心部に位置して利便性が高いこと、海拔が高く（62.7m）防災拠点として適していることなど複合的な視点から、現総合体育館に隣接する「旧緑小学校跡地」とします」との内容であります。また、本計画にのっとり、令和4年度は基本構想、令和5年度は基本計画へスケジュールが進展する予定と伺っております。

よって、陳情趣旨である市民会館を旧緑小学校跡地へ移転してほしいとの内容については、この計画により議論の余地はないものと判断いたしました。

これにより、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について不採択を主張し、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第7号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（起立者なし）

○委員長

起立なし。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

次に、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。